収支報告書の記載要領
及び記載例等について

岡山県選挙管理委員会事務局

１　収支報告書の提出

(1) 提出時期

政治団体の会計責任者は，毎年12月31日現在でその年の収支報告書を作成し，翌年の３月31日（ただし，その間に衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合には，４月30日）までに提出してください。

なお，期限の日が閉庁日にあたる場合は翌開庁日が期限の日となります。政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第19条の７に規定する国会議員関係政治団体にあっては，翌年の５月31日（ただし，その間に衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合には，６月30日）までに提出してください。

※　**収入及び支出が「０」であっても提出する必要があります。**

※　提出期限直前は混み合いますので，なるべく早めに提出してください。

※　法第19条の７に規定する国会議員関係政治団体

（次のア，イ，ウの政治団体(政党及び政治資金団体を除く。)及びエ，オの政治団体（国会議員関係政治団体とみなされます。））

ア　国会議員に係る公職の候補者が代表者である政治団体

イ　租税特別措置法第41条の18第１項第４号に該当する政治団体（いわゆる寄附金控除制度の適用を受ける政治団体）のうち，特定の国会議員に係る公職の候補者を推薦し，又は支持することを本来の目的とする政治団体

ウ　政治上の主義又は施策を研究する目的を有する団体で，国会議員が主宰するもの又はその主要な構成員が国会議員であるもの（いわゆる政策研究団体）

（注）令和８年１月１日から国会議員関係政治団体に追加され，令和７年10月１日から届出が始まります。

エ　政党の支部で，国会議員に係る選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単位として設けられるもののうち，国会議員に係る公職の候補者が代表者であるもの

オ　国会議員関係政治団体以外の政治団体（政党及び政治資金団体を除く。）のうち，各年中において次のいずれかに該当する寄附の金額が１，０００万円以上となった政治団体（１，０００万円以上となった年及びその翌年において国会議員関係政治団体であるものとみなされます。）

・同一の国会議員関係政治団体（上記ウを除く。）から受けた寄附の金額（国会議員関係政治団体に係る公職の候補者が同一の者である２以上の国会議員関係政治団体から受けた寄附にあっては，その金額の合計）

・同一の上記ウに該当する国会議員関係政治団体から受けた寄附の金額

（注）令和８年１月１日から国会議員関係政治団体に追加されます。

なお，「国会議員に係る公職の候補者」には，現に国会議員の職にある者及び国会議員に係る公職の候補者になろうとする者を含みます。

(2) 提出先

岡山県選挙管理委員会

なお，収支報告書の提出時に不備等が判明し，訂正を行う場合は，会計責任者（解散の場合

はあわせて代表者）の印鑑（宣誓書に押印したものと同じもの）を御持参ください。
（印鑑の持参については，収支報告書に印鑑を用いない場合は不要です。(5)参照。）

(3) オンライン（電子手続）による提出

国会議員関係政治団体の会計責任者は，収支報告書及び政治資金監査報告書の提出については，電子申請により行うよう努めるものとされており（法第19条の15），「政治資金関係申請・届出オンラインシステム」を利用したオンラインによる収支報告書の提出が可能です。

なお，国会議員関係政治団体以外の団体も「政治資金関係申請・届出オンラインシステム」を利用したオンラインによる収支報告の提出が可能ですので，積極的に御利用ください。

政治資金関係申請・届出オンラインシステム
https://kyoudou.soumu.go.jp/kyoudou/GK020101

また，会計帳簿と連動して自動的に収支報告書を作成でき，かつ，電子申請により収支報告書を提出することができるソフトウェアを以下のホームページからダウンロードし，利用することができます。

会計帳簿・収支報告書作成ソフト（総務省ホームページ）
https://kyoudou.soumu.go.jp/kyoudou/GK020101
（上記「政治資金関係申請・届出オンラインシステム」のメインメニュー「ダウンロード」内）

※ 令和９年１月１日以降に提出する，政党本部，政治資金団体又は国会議員関係政治団体に係る収支報告書，政治資金監査報告書及び確認書については，オンラインによる提出が義務付けられました。

(4) 記載事項

収支報告書には，次の事項を記載しなければなりません。

ア その年の収入・支出の総額

イ 総務省令で定める項目別の金額

この「総務省令で定める項目」とは，収入にあっては，個人が負担する党費又は会費，寄附（法人その他の団体が負担する党費又は会費は寄附とみなされ，寄附に含まれます。以下同じ。），機関紙誌の発行その他の事業による収入，借入金，本部又は支部から供与された交付金に係る収入及びその他の収入とし，支出にあっては，人件費，光熱水費，備品・消耗品費，事務所費，組織活動費，選挙関係費，機関紙誌の発行その他の事業費，調査研究費，寄附・交付金及びその他の経費をいいます。

ウ 次に掲げる事項

(ｱ) 収入については，次に掲げる事項

a 個人が負担する党費又は会費については，その金額及びこれを納入した者の数

b 同一の者からの寄附で，その金額の合計額が年間５万円を超えるものについては，その寄附をした者の氏名，住所及び職業（団体にあっては，その名称，主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。），当該寄附の金額及び収受の年月日並びに寄附者

が上場・外資50％超会社（主たる構成員が外国人又は外国法人である日本法人のうち上場会社であってその発行する株式が金融商品取引所において５年以上継続して上場されているもの（新設合併又は株式移転により設立された株式会社の上場期間と合併により消滅した会社又は株式移転をした会社のうち上場期間が最も短いものの上場期間とを合算した期間が５年以上であるものを含む。）をいう。以下同じ。）であるときはその旨を，寄附者が国会議員関係政治団体であるときはその旨（寄附を受けた者が国会議員関係政治団体，政党又は政治資金団体である場合を除く。）

c　同一の者によってあっせんをされた寄附で，その金額の合計額が年間５万円を超えるものについては，そのあっせんをした者の氏名，住所及び職業並びに当該あっせんに係る寄附の金額，これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日

d　政党匿名寄附（街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において政党又は政治資金団体に対してする寄附でその金額が1,000円以下のもの。以下同じ。）については，同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに，その金額の合計額並びに当該年月日及び場所

e　機関紙誌の発行その他の事業による収入については，その事業の種類及び当該種類ごとの金額

f　機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち，特定パーティー（政治資金パーティーのうち，当該政治資金パーティーの対価に係る収入の金額が1,000万円以上であるものをいう。以下同じ。）又は特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーの対価に係る収入がある場合においては，これらのパーティーごとに，その名称，開催年月日，開催場所及び対価に係る収入の金額並びに対価の支払をした者の数

g　一の政治資金パーティーの対価に係る収入（収支報告書に記載すべき収入があった年の前年以前における収入を含む。）のうち，同一の者からの政治資金パーティーの対価の支払で，その金額の合計額が20万円を超えるもの（令和９年１月１日以後に開催される政治資金パーティーの対価の支払で，同日以後に収受されるものについては，５万円を超えるもの）については，その年における対価の支払について，当該対価の支払をした者の氏名，住所及び職業並びに当該対価の支払に係る収入の金額及び年月日

h　一の政治資金パーティーの対価に係る収入（収支報告書に記載すべき収入があった年の前年以前における収入を含む。）のうち，同一の者によって対価の支払のあっせんをされたもので，その金額の合計額が20万円を超えるもの（令和９年１月１日以後に開催される政治資金パーティーの対価の支払のあっせんをされたもので，同日以後に収受されるものについては，５万円を超えるもの）については，その年における対価の支払のあっせんについて，当該対価の支払のあっせんをした者の氏名，住所及び職業並びに当該対価の支払のあっせんに係る収入の金額，これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日

i　借入金については，その年に借り入れたものの借入先及び当該借入先ごとの金額

j　当該政治団体の本部又は支部から供与された交付金に係る収入については，供与された交付金に係る収入の総額，その本部又は支部の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び年月日

k　その他の収入については，１件当たりの金額（数回にわたってされたときは，その合計金額）が10万円以上のものについて，その基因となった事実並びにその金額及び収受

の年月日

(ｲ) 支出については，次に掲げる事項

ａ　人件費，光熱水費，備品・消耗品費及び事務所費以外の支出（ただし，資金管理団体にあっては，資金管理団体として指定されていた期間中に行った支出のうち人件費以外の支出）で，１件当たりの金額（数回にわたってされたときは，その合計金額）が５万円以上のものについて，その支出を受けた者の氏名及び住所（団体にあっては，その名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該支出の目的，金額及び年月日

ｂ　上記ａについて，法第19条の７に規定する国会議員関係政治団体である間に行った支出にあっては，人件費以外の支出で，１件当たりの金額（数回にわたってされたときは，その合計金額）が１万円を超えるものについて，その支出を受けた者の氏名及び住所（団体にあっては，その名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該支出の目的，金額及び年月日

ｃ　当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については，供与した交付金に係る支出の総額，支出項目の別，供与を受けた本部又は支部の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び年月日

(ｳ) 12月31日において有する資産等（次に掲げる資産及び借入金をいう。以下同じ。）について，当該資産等の区分に応じ，次に掲げる事項

(注)平成19年８月６日から，資金管理団体は，土地若しくは建物の所有権又は建物の所有を目的とする地上権若しくは土地の賃借権を取得し，又は保有してはならないとされましたが，同日前から引き続き所有している不動産（次のａからｃまでをいい，これと密接に関連する不動産を含む。）については適用しないものとし，12月31日現在で資金管理団体として指定されている場合には，同日において有する資産等のうち不動産については，用途その他の個々の利用の現況を収支報告書様式（その19）に記載しなければなりません。

ａ　土地…所在及び面積並びに取得の価額及び年月日

ｂ　建物…所在及び床面積並びに取得の価額及び年月日

ｃ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権
　　…当該権利に係る土地の所在及び面積並びに当該権利の取得の価額及び年月日

ｄ　取得の価額が100万円を超える動産
　　…品目及び数量並びに取得の価額及び年月日

ｅ　預金又は貯金（普通預金，当座預金及び普通貯金を除く。）
　　…預金又は貯金の残高

ｆ　金銭信託
　　…信託している金銭の額及び信託の設定年月日

ｇ　金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第２条第１項及び第２項に規定する有価証券（金銭信託の受益証券及び受益権を除く。）
　　…種類，銘柄及び数量並びに取得の価額及び年月日

ｈ　出資による権利
　　…出資先並びに当該出資先ごとの金額及び出資年月日

ｉ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金
　　…貸付先及び貸付残高

j　支払われた金額が100万円を超える敷金
…支払先並びに当該支払われた敷金の金額及び支払年月日

k　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利
…種類及び対象となる施設の名称並びに取得の価額及び年月日

l　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金
…借入先及び借入残高

なお，収支報告書の記載について，所得税法上の寄附金控除の規定の適用を受ける場合は，上記ウの(ｱ)のｂによる記載すべき寄附以外の寄附であっても，上記ウの(ｱ)のｂの例により報告する必要があります（参考５(84頁)参照）。

エ　添付書類

収支報告書を提出する際には，領収書等の写し（当該領収書等を複写機により複写したものに限る。以下同じ。）及び宣誓書のほか，政党本部及び政治資金団体にあっては，会計監査を行う者の監査意見を記載した書面を添付しなければなりません。

なお，国会議員関係政治団体にあっては，登録政治資金監査人による政治資金監査報告書を，また，令和８年分の収支報告書（解散分の収支報告書を除く。）からは代表者により交付された確認書も添付しなければなりません。

登録政治資金監査人の登録一覧（政治資金適正化委員会ホームページ）
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/seiji_tekisei/touroku_seiji_ichiran.html

(5) 押印の取扱い

ア　政治団体の手続に必要な書類には，これまで一律に書面への記名押印を求めていたところですが，令和３年の政治資金規正法施行規則（昭和50年自治省令第17号）の改正により，押印によらず，本人確認書類の提示，書面等により，書類の真正性を確認することが可能となりました。

イ　記名押印又は会計責任者（解散の場合はあわせて代表者）本人の署名のない場合には，次の(ｱ)又は(ｲ)により本人確認を行いますので，御留意願います。

(ｱ) 会計責任者（解散の場合はあわせて代表者）の本人確認書類（個人番号カード，旅券，運転免許証その他官公署が発行した免許証等。以下同じ。）の提示又は提出

(ｲ) 代理人が届け出る場合には委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出

(6) 記載要領

「２　収支報告書の記載要領」を参照してください。

なお，記載要領中の各様式間の記載例と金額は必ずしも一致していませんので御注意ください。

また，記載に当たっては，ボールペン，万年筆等を使用し，**消すことができるペンは使用しないでください。**

(7) 無届団体とみなす措置

政治団体として設立届出をしているものであっても，２年間にわたり収支報告書の提出を怠った場合には，２年目の提出期限を経過した日以後においては，政治活動のために寄附を受け，又は支出することが禁止されます。

(8) 収支報告書の公表

提出された収支報告書は，法第20条に基づき，スキャナ読込し電子化したPDFファイルを，岡山県選挙管理委員会事務局ホームページにおいて公表します。

なお，２以上の都道府県を活動区域とする政治団体の収支報告書については，総務省において公表されることとなります。

岡山県選挙管理委員会事務局ホームページ

https://www.pref.okayama.jp/soshiki/156/

(9) 問合せ先

収支報告書の提出について不明な点があれば，岡山県選挙管理委員会までお問い合わせください。

（問合せ先）　**〒700-8570　岡山市北区内山下２－４－６**

岡山県選挙管理委員会

電話 086-226-7273（直通）

２　収支報告書の記載要領

(1) この報告書は，毎年12月31日（解散等の場合には，その日）現在で，その年における全ての収入及び支出（当該政治団体のために，その代表者又は会計責任者と意思を通じてされた支出を含む。）の総額，項目別の金額，翌年への繰越しの金額及び資産等並びに以下に掲げる事項（これらの事項がないときは，その旨）を記載してください。

(2) 収入とは，金銭，物品，不動産その他の財産上の利益の収受で，法第８条の３各号に掲げる方法による運用のために供与し，又は交付した金銭及び有価証券の当該運用に係る当該金銭等に相当する金銭等の収受以外のものをいいます。支出とは，金銭，物品，不動産その他の財産上の利益の供与又は交付で，法第８条の３各号に掲げる方法による運用のためにする金銭及び有価証券の供与又は交付以外のものをいいます。翌年への繰越しの金額とは，「前年からの繰越額」と「本年の収入額」の合計額（「収入総額」）から，「支出総額」を控除した金額をいいます。なお，金銭以外の財産上の利益にあっては，これを時価に見積もった金額を記載し，その根拠を「備考」欄に記載してください。

※政治資金規正法第８条の３

政治団体はその有する金銭等を，公職の候補者はその者が政党から受けた政治活動に関する寄附その他の政治資金に係る金銭等を，次に掲げる方法以外の方法により運用してはならない。

一　銀行その他の金融機関への預金又は貯金

二　国債証券，地方債証券，政府保証債券（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）又は銀行，農林中央金庫，株式会社商工組合中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券の取得

三　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）第１条第１項の認可を受けた金融機関への金銭信託で元本補填の契約のあるもの

(3) 本年の収入額，支出額がともに「０」で12月31日において有する資産が無い場合は，【様式その１，その２，その17，その20】のみ提出してください。

(4) 様式（その１）について

ア　「政治団体の名称」，「主たる事務所の所在地」，「代表者の氏名」及び「会計責任者の氏名」の欄は，政治団体設立届により届け出た名称等（変更があった場合は収支報告書の提出時点において異動届により届け出ている名称等）を記載すること。会計責任者に事故があるときなどは，「会計責任者の氏名」の欄は，会計責任者の職務代行者の氏名を記載すること。

イ　「政治団体の区分」，「活動区域の区分」，「資金管理団体の指定の有無」及び「国会議員関係政治団体の区分」の欄は，政治団体の設立届及び異動届により届け出た区分並びに当該政治団体について，資金管理団体としての指定の届出がなされているか否かにより，また，国会議員関係政治団体として届出がなされているか否かにより，該当するものの「□」内に「レ」を記入すること。

ウ　「公職の候補者等」（注１）に係る「資金管理団体」（注２）にあっては，「資金管理団体の指定の有無」欄の中の「□」については，12月31日現在で資金管理団体として指定されている場合には「有」の「□」に「レ」を記入し，12月31日現在で資金管理団体として指定

されていない場合には「無」の「□」に「レ」を記入すること。さらに，「資金管理団体の指定の有無」欄の中の「公職の種類」及び「資金管理団体の届出をした者の氏名」は，12月31日現在で資金管理団体として指定されている場合にのみ記載すること。

この場合において，「公職の種類」には，衆議院議員，参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の区分により，「選挙区名」については，選挙区の区分のある，国会議員，県議会議員，岡山市議会議員の場合のみ記載すること。なお，12月31日現在での国会議員関係政治団体に関する特例規定（法第19条の９の規定をいう。以下同じ。）の適用の有無にかかわらず，記載すること。

エ　「資金管理団体の指定の期間」欄には，12月31日現在での資金管理団体の指定の有無にかかわらず，当該年中において一部の期間のみ資金管理団体として指定されていた場合に，その期間を記載すること。この場合において，当該年中に資金管理団体として指定され，その後，12月31日まで資金管理団体として指定されていたときには，資金管理団体として指定された日から12月31日まで，１月１日現在で資金管理団体として指定されており，その後当該年中に資金管理団体の指定を取り消されたときには，１月１日から資金管理団体の指定を取り消された日まで，というように記載すること。また，１月１日から12月31日まで通年で資金管理団体として指定されていた場合には記載を要しないこと。なお，当該年中における国会議員関係政治団体に関する特例規定の適用の有無にかかわらず，記載すること。

オ　「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の「□」については，「政治団体の区分」欄の中の該当する「□」に「レ」を記入した上で，12月31日現在で法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体として国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には「政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体」の「□」に「レ」を記入し，12月31日現在で同項第２号に係る国会議員関係政治団体として国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には「政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体」の「□」に「レ」を記入し，12月31日現在で同項第３号に係る国会議員関係政治団体として国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には「政治資金規正法第19条の７第１項第３号に係る国会議員関係政治団体」の「□」に「レ」を記入すること。※1

さらに，「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の「公職の候補者の氏名等」及び「公職の種類等」は，12月31日現在で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合にのみ記載すること。この場合において，国会議員関係政治団体の区分に応じて次に掲げるとおり記載すること。なお，12月31日現在での資金管理団体の指定の有無にかかわらず，記載すること。

(ｱ) 法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体であるときは，「公職の候補者の氏名等」にその代表者である公職の候補者の氏名を，「公職の種類等」にその代表者である公職の候補者に係る公職の種類を，衆議院議員又は参議院議員の区分により，その職にある者にあっては「衆議院議員（㊞）」，その職の候補者及び候補者となろうとする者にあっては「衆議院議員（㊒）」の例により記載すること。

(ｲ) 法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体であるときは，「公職の候補者の氏名等」に同号の公職の候補者の氏名を，「公職の種類等」に当該公職の候補者に係る公職の種類を，衆議院議員又は参議院議員の区分により，その職にある者にあっては「衆議院議員（㊞）」，その職の候補者及び候補者となろうとする者にあっては「衆議

院議員（㊍）」の例により記載すること。

(ｳ) 法第19条の７第１項第３号に係る国会議員関係政治団体であるときは，「公職の候補者の氏名等」にその主宰する又は主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員の氏名を，「公職の種類等」に当該衆議院議員又は参議院議員に係る公職の種類を，衆議院議員又は参議院議員の区分により，「衆議院議員（㊎）」の例により記載することとし，主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員が多数の場合には「公職の候補者の氏名等」及び「公職の種類等」は別紙として添付すること。※2

カ　「国会議員関係政治団体に関する特例規定の適用期間」欄には，12月31日現在での国会議員関係政治団体に関する特例規定の適用の有無にかかわらず，当該年中において一部の期間のみ国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合に，その期間を記載すること。この場合において，当該年中に国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されることとなり，その後，12月31日まで国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていたときには，国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されることとなった日から12月31日まで，１月１日現在で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されており，その後，当該年中に国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されなくなったときには，１月１日から国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されなくなった日まで，というように記載すること。また，１月１日から12月31日まで通年で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には記載を要しないこと。なお，当該年中における資金管理団体の指定の有無にかかわらず，記載すること。

※１　令和８年分の収支報告書より，12月31日現在で法第19条の16の３第１項の規定により国会議員関係政治団体とみなされ，国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には「政治資金規正法第19条の16の３第１項の規定により国会議員関係政治団体とみなされる政治団体」の「□」に「レ」を記入すること。

※２　令和８年分の収支報告書より，以下(ｴ)及び(ｵ)が追加となる。

(ｴ) 法第19条の16の３第１項の規定により国会議員関係政治団体とみなされる政治団体のうちその受けた特定関係寄附が同項第１号の寄附であるときは，「公職の候補者の氏名等」に同号の国会議員関係政治団体に係る公職の候補者の氏名を，「公職の種類等」にその者に係る公職の種類を，衆議院議員又は参議院議員の区分により，その職にある者にあっては「衆議院議員（㊎）」，その職の候補者及び候補者となろうとする者にあっては「衆議院議員（㊍）」の例により記載すること。

(ｵ) 法第19条の16の３第１項の規定により国会議員関係政治団体とみなされる政治団体のうちその受けた特定関係寄附が同項第２号の寄附であるときは，「公職の候補者の氏名等」に同号の国会議員関係政治団体の名称を，「公職の種類等」に法第19条の７第１項第３号に係る国会議員関係政治団体である旨を記載すること。

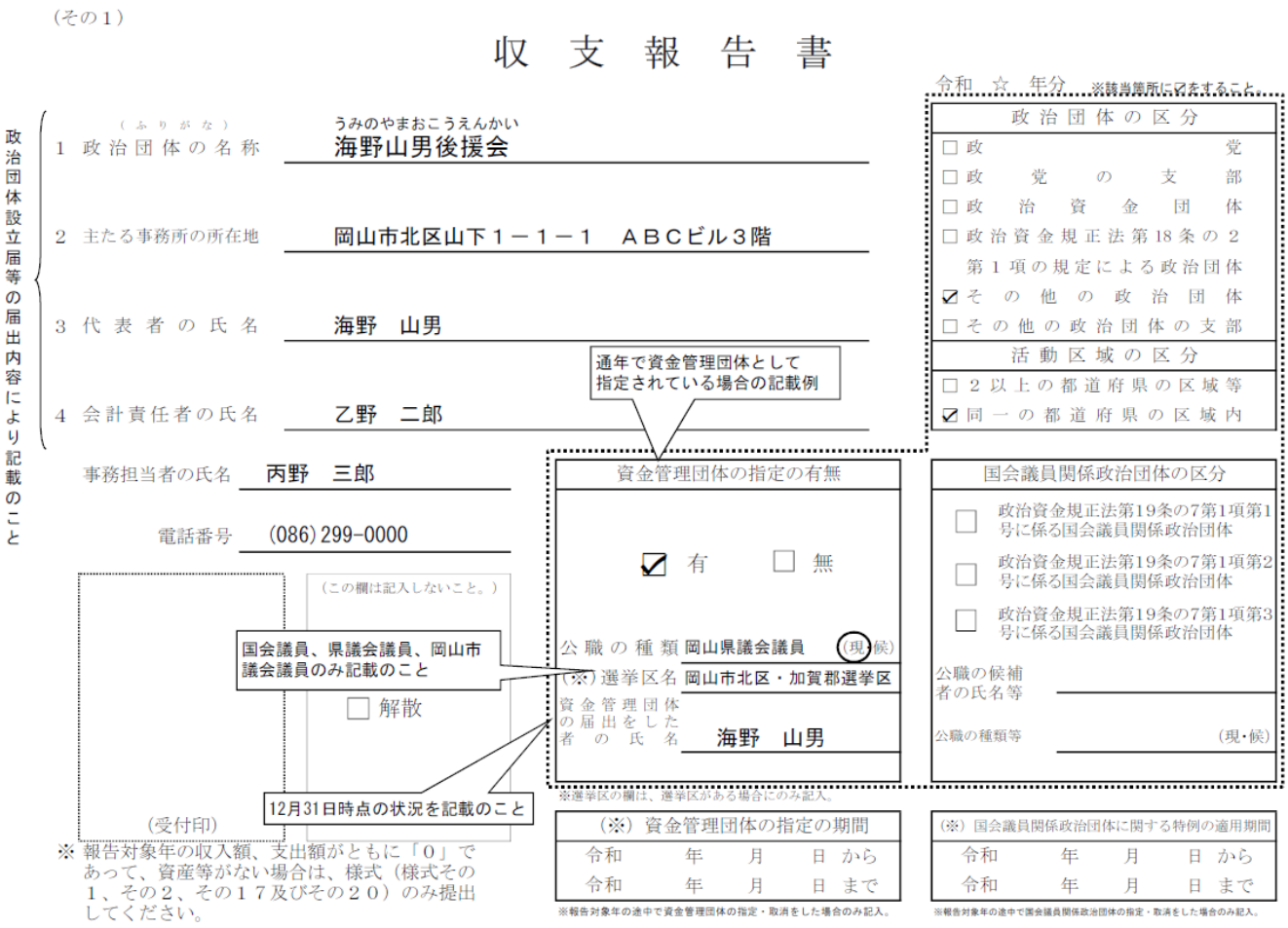

（注１）　「公職の候補者等」

衆議院議員，参議院議員，都道府県の議会の議員若しくは都道府県知事又は市町村の議会の議員若しくは市町村長の選挙に係る候補者及び候補者となろうとする者並びにこれらの現職。

（注２）　「資金管理団体」

公職の候補者等が，その者のために政治資金の拠出を受けるべき政治団体として，その者がその代表者である政治団体のうちから指定した一の政治団体で，都道府県選挙管理委員会又は総務大臣に届け出たもの。

(5) 様式（その２）について

ア　前年からの繰越額は，前年の報告書を確認の上，記載すること。

イ　個人が負担する党費又は会費については，その金額及びこれを納入した者の数を記載すること。

ウ　寄附（法人その他の団体が負担する党費又は会費を含み，政党匿名寄附を除く。以下同じ。）については，「個人からの寄附」，「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し，それぞれ項目ごとに総額を記載するものとし，寄附のうちあっせんに係るものについては，その総額を記載すること。

エ　資金管理団体の指定を受けている団体にあっては，個人からの寄附のうち，「特定寄附」（注）については，個人からの寄附の内書としてその総額を記載すること。

また，本部又は支部から供与された交付金に係る収入は，寄附には該当しないため，「政治団体からの寄附」に含めないこと。

オ　政党匿名寄附については，その総額を記載すること。

（注）「特定寄附」

資金管理団体の届出をした公職の候補者等が，その者が公職の候補者等である間に政党から受けた政治活動に関する寄附に係る金銭等の全部又は一部に相当する金銭等を当該資金管理団体に対してする寄附のことをいう。

（その２）

収　支　の　状　況

1　収支の総括表

	百万	千	円
収入総額・・・・	2 1 3 2 0 0 0	0	
（前年からの繰越額）・・・・	1 5 0 0 0	0	
（本年の収入額）・・・・	2 1 3 0 5 0 0	0	
支出総額・・・・	1 4 2 3 4 9 0	0	
翌年への繰越額・・・・	7 0 8 5 1 0	0	

前年の報告書を確認の上，記載してください。
繰越のない場合は「０」としてください。

「２　収入項目別金額の内訳」の合計額
(1) 個人の負担する党費又は会費
(2) 寄附
(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入
(4) 借入金
(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入
(6) その他の収入

2　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	十億	百万	千	円	人
金額・・・・・・・・・・・・・・・・・		1	0 0 0	0	
員数（党費又は会費を納入した人の数）・・・・・・・・					1 0

党費又は会費を納入した者の数
（延人数ではなく，実人員）を記載してください。

(2) 寄附 ア 寄附(イを除く。)の区分	金額 十億	百万	千	円	備考
(ｱ) 個人からの寄附		2	9 2 0	0 0 0	
（うち特定寄附）			2 5 0	0 0 0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附				0	
(ｳ) 政治団体からの寄附		1	2 1 0	0 0 0	
小計 (ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)		4	1 3 0	0 0 0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)			1 1 0	0 0 0	
イ 政党匿名寄附				0	
合計 （ア ＋ イ）		4	1 3 0	0 0 0	

内訳は様式（その７）に記載してください。
当該政治団体の本部又は支部から供与された交付金に係る収入については、様式（その５）に記載してください。（P12参照）

(6) 様式（その３）について

ア　機関紙誌の発行その他の事業による収入については，その事業の種類及び当該事業の種類ごとの年間の収入金額を記載すること。

イ　「事業の種類」欄には，機関紙誌の発行及び政治資金パーティー開催事業にあっては，事業の種類を「甲機関紙」，「乙機関雑誌」，「甲政治資金パーティー開催事業」，「乙政治資金パーティー開催事業」というように細分した上で記載し，その他の事業にあっては，当該事業の内容を具体的に記載すること。

ウ　政治資金パーティー開催事業については，開催年月日及び開催場所を「備考」欄に記載すること。

エ　政治資金パーティーを他の政治団体と共同で開催した場合にあっては，その旨及び当該他の政治団体の名称を「備考」欄に記載すること。

オ　オンラインセミナー等，ホテル等に人を集めずオンラインで開催するものは，政治資金パーティーに該当しないと考えられるが，対価を徴収して実施するのであれば，機関紙誌の発行その他の事業にあたると考えられるため，政治資金パーティー以外の事業として記載すること。

（その３）

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入

事業の種類	金額（十億 百万 千 円）	政治資金パーティー 該当	政治資金パーティー 非該当	備考
○○政治資金パーティー開催事業	15,000,000	☑	☐	令和☆年８月１３日　岡山市△区○○町１－１　××ホテル☆の間
△△機関紙	2,500,000	☐	☑	
		☐	☐	
		☐	☐	
		☐	☐	
		☐	☐	
		☐	☐	
		☐	☐	
		☐	☐	
		☐	☐	
		☐	☐	
		☐	☐	
		☐	☐	
		☐	☐	
		☐	☐	
この頁の小計	15,250,000			
合計	15,250,000			

金額の多少にかかわらず，全てについて記載

（注１）全ての事業収入を記載してください。
（注２）同一の事業収入は一行に計上してください。
（注３）「政治資金パーティー　該当・非該当」欄には，その事業が政治資金パーティーに該当するか否かについて，当てはまる方の□に☑をしてください。
（注４）政治資金パーティーにあっては，備考欄に開催年月日及び開催場所を記載してください。
（注５）政治資金パーティーのうち，特定パーティー（対価に係る収入の金額が1,000万円以上であるもの）については，（その10）に詳細を再掲してください。
（注６）「合計」欄は最終頁に記載してください。

(7)　様式（その４）について

借入金については，借入先及び当該借入先ごとの金額を記載するものとし，その記載の方法は，例えば，「〇△銀行乙支店」というように具体的に借入先を記載すること。

なお，借入金を返済した場合は，政治活動費の「その他の経費」として，様式（その15）に，借入金返済として借入先ごとに記載すること。

（その４）

(4) 借　入　金

借　入　先	金　額	備　考
○○銀行△△支店	200,000円	令和☆年２月３日
甲野　一郎	100,000円	令和☆年４月１日
この頁の小計	300,000円	
合　計	300,000円	

借入先ごとにすべてを記載

（注）12月31日現在で、一団体又は一個人からの100万円を超える借入金が残る場合は、(その17)の有に☑し、内訳として(その18)が必要です。「合計」欄は最終頁に記載してください。

(8) 様式（その５）について

当該政治団体の本部又は支部から供与された交付金に係る収入については，交付金を供与した本部又は支部ごとに，その名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び供与を受けた年月日を該当欄に記載すること。なお，本部が支部から受けた収入，支部が本部から受けた収入の記載のみではなく，支部がその他の支部から受けた収入がある場合も記載すること。

また，当該交付金については，「政治団体からの寄附」又は「その他の収入」には計上しないこととなるので，注意すること。

（その５）

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入

交付金を供与した本部又は支部の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	備考
海野山男後援会東京本部	1,000,000円	令和 4 20	東京都〇〇区〇〇町1-1-1	
海野山男後援会□□支部	500,000円	☆ 6 24	□□県△△郡〇〇町2-2	
この頁の小計	1,500,000円			
合計	1,500,000円			

交付金を供与した本部又は支部ごとに記載

（注１） 当該交付金については、「政治団体からの寄附」又は「その他の収入」には計上しないこととなります。

（注２） 同一本部・支部（選管等へ届け出たものに限る。）からの交付金が複数ある場合は「名寄せ」して年月日順に記載し、「計」を入れてください。「合計」欄は最終頁に記載してください。

(9) 様式（その６）について

ア　その他の収入（個人が負担する党費又は会費，寄附，機関紙誌の発行その他の事業による収入，借入金及び本部又は支部から供与された交付金に係る収入以外の収入をいう。）については，１件当たりの金額（数回にわたってされたときは，その合計金額）が10万円以上のものについて，その基因となった事実並びにその金額及び年月日を記載すること。なお，１件当たりの金額が10万円未満のものにあっては，一括してその合計金額を記載すること。

イ　「摘要」欄には，収入の基因となった事実を「Ｘ銀行〇〇支店預金利子」というように具体的に記載すること。

（その６）

(6) その他の収入

摘　要	金額（十億 百万 千 円）	備　考
△△銀行□□支店預金利子	1,100,000	令和☆年９月１４日
この頁の小計	1,100,000	
１件 10 万円未満のもの	50,00	
合　計	1,150,000	

１件10万円以上のものを記載

(注)　１件10万円以上の収入は個別に記載し、10万円未満の収入は一括して「１件10万円未満のもの」欄に記載してください。「１件10万円未満のもの」及び「合計」欄は最終頁に記載してください。

(10)様式（その７）について

ア　同一の者からの寄附で，その金額の合計額が，年間５万円を超えるもの（５万１円以上）については，その寄附をした者ごとに，その者の氏名，住所及び職業（団体にあっては，その名称，主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。），当該寄附の金額及び年月日を該当欄に記載すること。また，寄附者が上場・外資50％超会社（法第22条の５第１項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。エにおいて同じ。）であるときはその旨を，寄附者が国会議員関係政治団体であるときはその旨（寄附を受けた者が国会議員関係政治団体，政党又は政治資金団体である場合を除く。）を，併せて該当欄に記載すること。※3

なお，年間５万円以下の寄附についても必要に応じ報告しても差し支えないものであること。ただし，個人が行った寄附で，課税上の優遇措置を受けようとするときには必ず記載しておくこと。

イ　寄附は，「個人からの寄附」，「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し，それぞれ別葉とすること。なお，「寄附者の区分」欄には，該当する区分に〇をつけること。また，本部又は支部から供与された交付金に係る収入は，寄附には該当しないため，「政治団体からの寄附」に含めないこと。

ウ　個人からの寄附のうち，特定寄附（９頁参照）については，例えば，海野山男が当該資金管理団体の届出をした者である場合には，「寄附者の氏名」欄に「㊨　海野山男」というように記載すること。また，遺贈によってする寄附については，「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

エ　法人その他の団体からの寄附のうち，上場・外資50％超会社からの寄附については，「備考」欄に「上場・外資50％超」というように記載すること。※4

オ　※5

カ　事務所，労務，物品などの無償提供を受けた場合は「寄附」に該当する可能性があり，「寄附」に該当する場合は，時価に見積もった金額を収入に計上し，また，年間５万円を超えるものにあっては，明細を記載し，備考欄に「事務所の無償提供」などと記載すること。

さらに同額を「その他の経費」として支出に計上し，「支出の目的」欄には「金銭以外のものによる寄附相当分」と記載すること。

キ　「その他の寄附」欄には，寄附のうち上記アにより，その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

ク　同一者から複数回寄附を受けた場合は，寄附をした者（団体等）ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し，その者の最後に「計」を入れること。

ケ　法人その他の団体からの寄附については，政党又は政治資金団体のみ受けることができる。

※３　令和９年１月１日より，本文中の上場・外資50％超会社は特例上場日本法人（法第22条の５第２項規定する特例上場日本法人をいう。）に置き換わる。

※４　令和９年１月１日より，法人その他の団体からの寄附のうち，特例上場日本法人からの寄附については，「備考」欄に「特例上場日本法人」というように記載すること。

※５　令和８年分の収支報告書より，政治団体からの寄附のうち，国会議員関係政治団体からの寄附については，「備考」欄に「国会議員関係政治団体」と記載すること。（寄附を受けた者が国会議員関係政治団体，政党又は政治資金団体である場合を除く。）

（その７）

（１，２，３のいずれかに○をつけてください）

住所が町村である場合は、都道府県名又は郡名から記入願います。岡山市等政令市にあっては区名の記入漏れがないようにお願いします。

(7) 寄附の内訳	金額	年月日	住所（又は所在地）	職業（又は代表者の氏名）	備考
			寄附者の区分　1.個人　2.法人・その他の団体　3.政治団体		
甲野　乙夫	1,000,000円	令和 ☆ 4 20	岡山市北区山下2-3-8	農業	
乙野　丙男	500,000円	☆ 6 6	岡山県○○郡○○町中山2100	会社員	
岡山　太郎	1,000,000円	☆ 7 8	△△県○○郡○○町上山100	会社役員	
(特) 海野　山男	250,000円	☆ 9 20	岡山市北区山下2-2-2	岡山県議会議員	
甲野　太郎	70,000円	☆ 10 3	岡山市○区下山1-1-1	会社員	事務所の無償提供
この頁の小計	2,820,000円				
その他の寄附	100,000円				
合計	2,920,000円				

年間５万円を超える寄附について記載（５万円以下を記載してもよい。）

課税上の優遇措置を受けようとする場合は，５万円以下であっても記載が必要

対象となる団体は，政党・政治資金団体及び国会議員・県議会議員及び知事並びに指定都市の議会議員及び市長を推薦し，又は支持することを本来の目的とする政治団体等に限られる。

（注）公職の候補者又は候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）は，次に掲げる選挙前の一定期間，その者の後援団体（いわゆる後援会等，ただし資金管理団体を除く。）に対する寄附が禁止されています。
・任期満了による選挙の場合……任期満了の日前90日に当たる日から選挙の期日まで（公職選挙法第34条の２第２項の規定による告示がなされた場合にあっては，任期満了の日前90日に当たる日又は当該告示がなされた日の翌日のいずれか早い日から選挙の期日まで）
・衆議院の解散による選挙の場合…解散の翌日から選挙の期日まで
・その他の場合……選挙を行うべき事由が生じた旨の告示があった日の翌日から選挙の期日まで
（公職選挙法第199条の５第３項）

年間５万円以下の寄附について，その合計額を記載

（注１）同一者からの年間５万円超（５万１円以上）の寄附は個別に記載してください。
（注２）同一者から複数回寄附を受けた場合は、寄附をした者(団体等)ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「計」を入れてください。
（注３）「その他の寄附」及び「合計」欄は、寄附者の区分（個人、法人・その他の団体又は政治団体）ごとに、最終頁に記載してください。
（注４）同一本部・支部（選管等へ届け出たものに限る。）からの寄附や交付金は、（その５）に記載してください。

（その７）

（１，２，３のいずれかに○をつけてください）

(7) 寄附の内訳	金額	年月日	住所（又は所在地）	職業（又は代表者の氏名）	備考
			寄附者の区分　1.個人　2.法人・その他の団体　3.政治団体		
(株)海山商事	1,000,000円	令和 ☆ 4 8	岡山市北区山下○○	海山　甲男	
この頁の小計	1,000,000円				
その他の寄附	100,000円				
合計	1,100,000円				

年間５万円を超える寄附について記載（５万円以下を記載してもよい。）

平成12年１月１日から，法人・その他の団体からの寄附については，政党・政治資金団体のみが受けることができることとされています。

年間５万円以下の寄附について，その合計額を記載

（注１）同一者からの年間５万円超（５万１円以上）の寄附は個別に記載してください。
（注２）同一者から複数回寄附を受けた場合は、寄附をした者(団体等)ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「計」を入れてください。
（注３）「その他の寄附」及び「合計」欄は、寄附者の区分（個人、法人・その他の団体又は政治団体）ごとに、最終頁に記載してください。
（注４）同一本部・支部（選管等へ届け出たものに限る。）からの寄附や交付金は、（その５）に記載してください。

（その７）

（１，２，３のいずれかに○をつけてください）

(7) 寄 附 の 内 訳														寄附者の区分	1.個人　2.法人・その他の団体　3.政治団体		
寄附者の氏名(又は名称)	金額 十億	百万	千	円							年	月	日	住　所　(又は所在地)	職業(又は代表者の氏名)	備 考
A政治連盟			２	０	０	０	０	０		☆	5	20		広島県福山市中上1234	山川　次郎	
〃			２	０	０	０	０	０		☆	7	21		〃	〃	
〃			２	０	０	０	０	０		☆	9	21		〃	〃	
小計			６	０	０	０	０	０								
B政治連盟			１	０	０	０	０	０		☆	6	30		兵庫県神戸市〇〇区下中4321	田中　太郎	
〃			２	０	０	０	０	０		☆	8	31		〃	〃	
〃			３	０	０	０	０	０		☆	10	28		〃	〃	
小計			６	０	０	０	０	０								
この頁の小計		１	２	０	０	０	０	０								
その他の寄附				１	０	０	０	０								
合　計		１	２	１	０	０	０	０								

年間５万円を超える寄附について記載
（５万円以下を記載してもよい。）

住所が県外の場合は、都道府県名から記入願います。
政令市にあっては区名の記入漏れがないようにお願いします。

年間５万円以下の寄附について，その合計額を記載

(注１)　[illegible]からの年間５万円超（５万１円以上）の寄附は個別に記載してください。
(注２)　[illegible]者から複数回寄附を受けた場合は、寄附をした者(団体等)ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「計」を入れてください。
(注３)　「その他の寄附」及び「合計」欄は、寄附者の区分（個人、法人・その他の団体又は政治団体）ごとに、最終頁に記載してください。
(注４)　同一本部・支部（選管等へ届け出たものに限る。）からの寄附や交付金は、（その５）に記載してください。

(11)様式（その８）について

同一の者によって寄附のあっせんをされた寄附で，その金額の合計額が年間５万円を超えるもの（５万１円以上）については，その寄附のあっせんをした者ごとに，その者の氏名，住所及び職業並びに当該寄附のあっせんに係る寄附の金額，これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日を記載するものとし，記載の要領は(10)に準じて記載すること。なお，年間５万円以下の寄附のあっせんに係る寄附についても必要に応じ報告しても差し支えないこと。

（その８）

（１，２，３のいずれかに○をつけてください）

(8) 寄附のうち寄附のあっせんによるものの内訳								寄附のあっせん者の区分	1. 個人　2. 法人・その他の団体　3. 政治団体		
寄附のあっせん者の氏名(又は名称)	金額						提供年月日	集めた期間	住所（又は所在地）	職業(又は代表者の氏名)	備考
甲山　乙夫	十億	百万	千	円	令和						
			100	000	☆	10	10	R☆.10.1～☆.10.8	○○市上下１２３４	会社員	
この頁の小計			100000								
その他の寄附			10000								
合計			110000								

年間５万円を超える寄附について記載
（５万円以下を記載してもよい。）

年間５万円以下の寄附について，その合計額を記載

（注１）同一者によって寄附のあっせんをされた年間５万円超（５万１円以上）の寄附は個別に記載してください。

（注２）あっせんをした者(団体等)ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「計」を入れてください。

（注３）「その他の寄附」及び「合計」欄は、寄附のあっせん者の区分（個人、法人・その他の団体又は政治団体）ごとに、最終頁に記載してください。

(12)様式（その９）について

政党匿名寄附については，同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに，その金額の合計額並びに年月日及び場所を記載するものとし，場所の記載については，「岡山市×区○○町１丁目○○駅前街頭」「岡山市△区○○町１丁目１番１号○○会館○○の間」というように詳細に記載すること。

（その９）

(9) 政党匿名寄附の内訳

政党匿名寄附を受けた場所	金額（十億 百万 千 円）	年月日	備考
岡山市北区山下３－４－５　○○会館○○の間	100,000	令和☆ 9 2	
この頁の小計	100,000		
合計	100,000		

同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに記載

（注）政党、政党の支部及び政治資金団体が、街頭又は一般に公開される演説会の会場等で受けた1,000円以下の匿名寄附が対象となります。

(13)様式（その10）について

ア　機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち特定パーティー又は特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーの対価に係る収入がある場合には，これらのパーティーごとに，その名称，開催年月日，開催場所及び対価に係る収入の金額並びに対価の支払をした者の数を記載すること。

イ　特定パーティー又は特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーの対価に係る収入のうち，報告書に記載すべき収入があった年の前年以前において収受されたものがある場合においては，これらのパーティーに係る「備考」欄に前年以前において収受されたものに係る収入の金額及び対価の支払をした者の数を記載すること。

ウ　特定パーティー又は特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーを他の政治団体と共同で開催した場合にあっては，その旨及び当該他の政治団体の名称を「備考」欄に記載すること。

（その10）

(10) 機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち特定パーティーの対価に係る収入の内訳

特定パーティーの名称	対価に係る収入の金額（十億 百万 千 円）	対価の支払をした者の数	開催年月日	開催場所	備考
○○政治資金パーティー	150,000,000	1，200	令和☆8年13日	岡山市△区○○町１－１××ホテル☆の間	
				（備考）	
				R△年収入　3,000,000円	
				対価の支払をした者の数　300人	
この頁の小計	150,000,000				
合計	150,000,000				

特定パーティー又は特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーを記載
※（その３）の「事業の種類」中の該当する政治資金パーティーの名称と一致

前年以前において収受されたものがあれば、その収入の金額及び対価の支払をした者の数を備考に記載

(注1)　特定パーティーとは対価に係る収入の金額が1,000万円以上の政治資金パーティーをいいます。
(注2)　「開催場所」欄には、開催施設の所在地及び名称を記載してください。
(注3)　（その３）に記載した特定パーティーの詳細を再掲してください。

(14)様式（その11）について

ア　一の政治資金パーティーの対価に係る収入（報告書に記載すべき収入があった年の前年以前における収入を含む。ア及び(15)について同じ。）のうち，※6同一の者からの政治資金パーティーの対価の支払で，その金額の合計額が20万円を超えるもの（20万１円以上）については，政治資金パーティーごとに，その年における対価の支払について，当該対価の支払をした者ごとに，その者の氏名，住所及び職業並びに当該支払われた対価の金額及び年月日を該当欄に記載するものとし，記載の要領は，政治資金パーティーごとに別葉とし，「政治資金パーティーの名称」欄には当該政治資金パーティーの名称を記載すること。当該政治資金パーティーについて，報告書に記載すべき収入があった年の前年以前において収受された収入のうち当該対価の支払をした者が支払をしたものがある場合においては，当該対価の支払をした者に係る「備考」欄に前年以前において収受されたものに係る当該支払われた対価の金額及び年月日を記載すること。なお，一の政治資金パーティーに係る20万円以下の対価の支払についても必要に応じ報告しても差し支えないものであること。

イ　対価の支払は，「個人からの対価の支払」，「法人その他の団体からの対価の支払」又は「政治団体からの対価の支払」に分類し，それぞれ別葉とすること。なお，「対価の支払をした者の区分」欄には，該当する区分に〇をつけること。

※6　令和９年１月１日以後に開催される政治資金パーティーの対価の支払で，同日以後に収受されるものについては，その金額の合計額が５万円を超えるもの（５万１円以上）

(その11)

（1，2，3のいずれかに〇をつけてください）

(11) 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳													政治資金パーティーの名称	○○政治資金パーティー		
													対価の支払をした者の区分	1. 個人　2. 法人・その他の団体　3. 政治団体		
対価の支払をした者の氏名（又は名称）	金額										年月日			住所（又は所在地）	職業（又は代表者の氏名）	備考
	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円						
山野　太郎					4	0	0	0	0	0	令和☆	8	13	岡山市○区山上1-2-14	会社役員	
この頁の小計					4	0	0	0	0	0						
合計					4	0	0	0	0	0						

同一者からの対価の支払で，その金額の合計額が20万円を超えるものを記載

(その3)の「事業の種類」中の該当する政治資金パーティーの名称と一致

(注) １パーティーにつき、同一者からの対価の支払いが、20万円超（20万1円以上）のもののみ個別に記載してください。「合計」欄は、対価の支払をした者の区分（個人、法人・その他の団体又は政治団体）ごとに、最終頁に記載してください。

（その11）

（1，2，3のいずれかに○をつけてください）

(11) 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳	政治資金パーティーの名称	○○政治資金パーティー					
	対価の支払をした者の区分	1. 個人　(2.) 法人・その他の団体　3. 政治団体					
対価の支払をした者の氏名（又は名称）	金額	年月日	住所（又は所在地）	職業（又は代表者の氏名）	備考
□□（株）	400,000円	令和☆ 8 13	倉敷市○○１２３	倉敷　太郎	
この頁の小計	400,000				
合計	400,000				

同一者からの対価の支払で，その金額の合計額が20万円を超えるものを記載

（その3）の「事業の種類」中の該当する政治資金パーティーの名称と一致

（注）1パーティーにつき、同一者からの対価の支払いが、20万円超（20万1円以上）のもののみ個別に記載してください。「合計」欄は、対価の支払をした者の区分（個人、法人・その他の団体又は政治団体）ごとに、最終頁に記載してください。

（その11）

（1，2，3のいずれかに○をつけてください）

(11) 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳	政治資金パーティーの名称	○○政治資金パーティー					
	対価の支払をした者の区分	1. 個人　2. 法人・その他の団体　(3.) 政治団体					
対価の支払をした者の氏名（又は名称）	金額	年月日	住所（又は所在地）	職業（又は代表者の氏名）	備考
△△後援会	600,000円	令和☆ 8 13	津山市△△４５６	津山　三郎	
この頁の小計	600,000				
合計	600,000				

同一者からの対価の支払で，その金額の合計額が20万円を超えるものを記載

（その3）の「事業の種類」中の該当する政治資金パーティーの名称と一致

（注）1パーティーにつき、同一者からの対価の支払いが、20万円超（20万1円以上）のもののみ個別に記載してください。「合計」欄は、対価の支払をした者の区分（個人、法人・その他の団体又は政治団体）ごとに、最終頁に記載してください。

(15)様式（その12）について

一の政治資金パーティーの対価に係る収入のうち，※7同一の者によって対価の支払のあっせんをされたもので，その金額の合計額が20万円を超えるもの（20万１円以上）については，対価の支払のあっせんをした者ごとに，その者の氏名，住所及び職業並びに当該対価の支払のあっせんに係る金額，これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日を記載するものとし，記載の要領は(14)に準じて記載すること。なお，一の政治資金パーティーに係る20万円以下の対価の支払のあっせんについても必要に応じ報告しても差し支えないものであること。

※７　令和９年１月１日以後に開催される政治資金パーティーの対価の支払のあっせんをされたもので，同日以後に収受されるものについては，その金額の合計額が５万円を超えるもの（５万１円以上）

（その12）

（１，２，３のいずれかに○をつけてください）

(12) 政治資金パーティーの対価に係る収入のうち対価の支払のあっせんによるものの内訳										政治資金パーティーの名称	○○政治資金パーティー		
										対価の支払のあっせん者の区分	1.個人　2.法人･その他の団体　3.政治団体		
対価の支払のあっせん者の氏名(又は名称)	金額									提供年月日	集めた期間	住所(又は所在地)	職業(又は代表者の氏名)	備考
岡山　三郎	千億	百万	千	円	令和	年	月	日		☆ 8 13	R☆.8.2～R☆.8.10	岡山市○区△△７８９	農業	
この頁の小計				300000										
合計				300000										

同一者によって対価の支払のあっせんをされたもので，その金額の合計額が20万円を超えるものについて，対価の支払のあっせんをした者ごとに記載

(16)様式（その13）について

全ての支出は，次の分類基準により，経常経費及び政治活動費に分類し，さらに経常経費にあっては，人件費，光熱水費，備品・消耗品費及び事務所費に分類し，政治活動費にあっては，組織活動費，選挙関係費，機関紙誌の発行その他の事業費，調査研究費，寄附・交付金及びその他の経費に分類した上で，これらの項目ごとに年間の支出金額を記載すること。

この場合，当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については，これらの項目ごとにその額を「備考」欄に併せて記載すること。

ア　経常経費

(ｱ) 人　件　費　政治団体の職員（機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く。）に支払われる給料，報酬，扶養手当・通勤手当・住居手当その他の諸手当の類及び健康保険料・労働保険料その他の各種保険料の類をいう。

(ｲ) 光熱水費　電気，ガス，水道の使用料及びこれらの計器使用料等をいう。

(ｳ) 備品・消耗品費　机，椅子，ロッカー，複写機，自動車（事務所用に限る。）等の備品の類及び事務用用紙，封筒，新聞，雑誌，ガソリン等の消耗品の類の購入費をいう。

(ｴ) 事務所費　事務所の借料損料（地代，家賃），公租公課，火災保険料等の各種保険料，電話使用料，切手購入費，修繕料その他これらに類する経費で事務所の維持に通常必要とされるものをいう。

イ　政治活動費

(ｱ) 組織活動費　当該政治団体の組織活動に要する経費（選挙に関するものを除く。）で，例えば，大会費，行事費，組織対策費，渉外費，交際費の類をいう。

(ｲ) 選挙関係費　選挙に関して支出される経費で，例えば，公認推薦料，陣中見舞その他選挙に関して行われる政治活動に要する経費の類をいう。

(ｳ) 機関紙誌の発行その他の事業費

a　機関紙誌の発行事業費　機関紙誌の発行事業に従事する者に支払われる給与，材料費，印刷費，荷造発送費，原稿料その他機関紙誌の発行に要する経費をいう。

b　宣伝事業費　機関紙誌の発行以外の政策の普及宣伝に要する経費（選挙に関するものを除く。）で，例えば，遊説費，新聞・ラジオ・テレビの広告料，ポスター・ビラ・パンフレットの作成費，宣伝用自動車の購入・維持費の類をいう。

c　政治資金パーティー開催事業費　政治資金パーティーの開催に要する費用で，例えば，会場借上費，記念品代，講演諸経費の類をいう。

d　その他の事業費　上記のａからｃまで以外の諸事業に要する経費をいう。

(ｴ) 調査研究費　政治活動のために行う調査研究に要する経費で，例えば，研修会費，資料費，書籍購入費，翻訳代の類をいう。

(ｵ) 寄附・交付金　政治活動に関する寄附，賛助金，当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金，負担金の類をいう。

(ｶ) その他の経費　その他上記以外の政治活動に要する経費をいう。

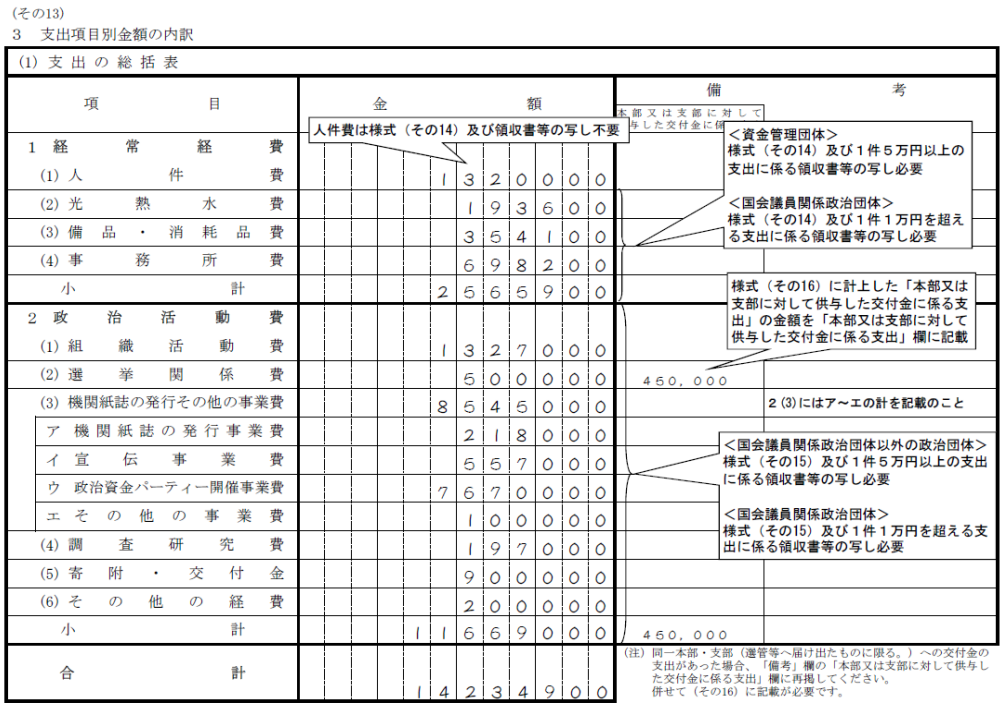
(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考
1 経常経費		
(1) 人件費	13,200,000	
(2) 光熱水費	1,936,000	
(3) 備品・消耗品費	3,541,000	
(4) 事務所費	6,982,000	
小計	25,659,000	
2 政治活動費		
(1) 組織活動費	13,270,000	
(2) 選挙関係費	5,000,000	450,000
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	8,545,000	2(3)にはア～エの計を記載のこと
ア 機関紙誌の発行事業費	2,180,000	
イ 宣伝事業費	5,570,000	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	7,670,000	
エ その他の事業費	1,000,000	
(4) 調査研究費	1,970,000	
(5) 寄附・交付金	9,000,000	
(6) その他の経費	2,000,000	
小計	11,669,000	450,000
合計	142,349,000	

人件費は様式（その14）及び領収書等の写し不要

本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出

＜資金管理団体＞
様式（その14）及び１件５万円以上の支出に係る領収書等の写し必要

＜国会議員関係政治団体＞
様式（その14）及び１件１万円を超える支出に係る領収書等の写し必要

様式（その16）に計上した「本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出」の金額を「本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出」欄に記載

＜国会議員関係政治団体以外の政治団体＞
様式（その15）及び１件５万円以上の支出に係る領収書等の写し必要

＜国会議員関係政治団体＞
様式（その15）及び１件１万円を超える支出に係る領収書等の写し必要

（注）同一本部・支部（選管等へ届け出たものに限る。）への交付金の支出があった場合、「備考」欄の「本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出」欄に再掲してください。
併せて（その16）に記載が必要です。

収支報告書の支出の明細の記載及び領収書等の写しの添付等の基準

	①	②	③
	②及び③以外の政治団体	資金管理団体（③を除く）※2（平成20年分から）	国会議員関係政治団体※3（平成21年分から）
○経常経費			
人件費	×※1	×	×
光熱水費	×	5万円以上	1万円超
備品・消耗品費	×	5万円以上	1万円超
事務所費	×	5万円以上	1万円超
○政治活動費			
組織活動費	5万円以上	5万円以上	1万円超
選挙関係費	5万円以上	5万円以上	1万円超
機関紙誌の発行その他の事業費	5万円以上	5万円以上	1万円超
調査研究費	5万円以上	5万円以上	1万円超
寄附・交付金	5万円以上	5万円以上	1万円超
その他の経費	5万円以上	5万円以上	1万円超

※1　「×」は支出の明細の記載及び領収書等の写しの添付不要を意味する。

※2　様式（その１）に記載される「資金管理団体の指定の期間」以外に行った支出については，①に準じる。

※3　様式（その１）に記載される「国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間」以外に行った支出については，①又は②に準じる。

(17)様式（その14）について

ア　人件費以外の経常経費については，資金管理団体として指定されていた期間（国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間を除く。以下同じ。）に行った支出又は国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち，１件当たりの金額（数回にわたってされたときは，その合計金額）が，資金管理団体として指定されていた期間に行った支出にあっては５万円以上の支出について，国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては１万円を超える支出（１万１円以上）について，その支出を受けた者の氏名及び住所（団体にあっては，その名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該支出の目的，金額及び年月日を次の例により記載すること。したがって，１月１日から12月31日までの間の一部の期間のみ資金管理団体として指定されていた場合又は国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には，それぞれ資金管理団体として指定されていなかった期間又は国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出については記載を要しないこと。

イ　人件費以外の経常経費は，(16)のアの(ｲ)から(ｴ)までの基準により分類し，「項目別区分」欄には，「光熱水費」，「備品・消耗品費」，「事務所費」というように，項目別の区分を記載し，それぞれ別葉とすること。

ウ　「支出の目的」欄には，光熱水費にあっては，例えば，「電気の使用料」，「ガスの使用料」，「水道の使用料」，備品・消耗品費にあっては，例えば，「机の購入費」，「事務所用自動車の購入費」，「事務用用紙の購入費」，「新聞購読料」，「ガソリン代」，事務所費にあっては，例えば，「事務所の借料損料（地代，家賃）」，「公租公課」，「火災保険料」，「電話使用料」，「切手購入費」，「修繕料」というように，当該支出の目的を具体的に記載すること。

エ　「その他の支出」欄には，１件当たりの金額が，資金管理団体として指定されていた期間に行った支出にあっては５万円未満の支出を，国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては１万円以下の支出を，項目別区分ごとに一括して，その合計金額を項目別区分ごとの最終頁に記載すること。

オ　「合計」欄には，項目別区分ごとの合計額を，項目別区分ごとの最終頁に記載すること。

経常経費の様式（その14）に記載の必要のある団体は資金管理団体又は国会議員関係政治団体に指定されていた期間がある団体です。
経常経費用の様式（その14）であることを確認してください。
（政治活動用費用の様式（その15）と混同しないこと。）

この様式は経常経費用です。

（その14）

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	光熱水費		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
電気の使用料	54,000円	令和☆8.26	○○電力（株）	広島県広島市△区○○町××番地	
この頁の小計	54,000				
その他の支出	139,600				
合計	193,600				

資金管理団体は１件５万円以上（国会議員関係政治団体にあっては１万円超）の支出について記載（領収書等の写しの添付が必要）

正式名称を記載

○住所が県内の場合
　町村の場合は、郡名から記入願います。
　岡山市の場合は区名の記入漏れがないようにお願いします。
○住所が県外の場合
　都道府県名から記入願います。

資金管理団体は１件５万円未満（国会議員関係政治団体にあっては１万円以下）の支出については一括して合計額を記載（領収書等の写しの添付不要）

（注１）　資金管理団体は、５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。
（注２）　国会議員関係政治団体は、１万円超（１万１円以上）の支出はすべて個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。
（注３）　「その他の支出」及び「合計」欄は、右上の項目別区分ごとに、最終頁に記載してください。
（注４）　資金管理団体及び国会議員関係政治団体以外の団体については、記載の必要はありません。

この様式は経常経費用です。

（その14）

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	備品・消耗品費		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
机の購入費	80,000円	令和☆4.12	○○（株）	岡山市△区○○町○番地	
この頁の小計	80,000				
その他の支出	274,100				
合計	354,100				

資金管理団体は１件５万円以上（国会議員関係政治団体にあっては１万円超）の支出について記載（領収書等の写しの添付が必要）

正式名称を記載

○住所が県内の場合
　町村の場合は、郡名から記入願います。
　岡山市の場合は区名の記入漏れがないようにお願いします。
○住所が県外の場合
　都道府県名から記入願います。

資金管理団体は１件５万円未満（国会議員関係政治団体にあっては１万円以下）の支出については一括して合計額を記載（領収書等の写しの添付不要）

（注１）　資金管理団体は、５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。
（注２）　国会議員関係政治団体は、１万円超（１万１円以上）の支出はすべて個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。
（注３）　「その他の支出」及び「合計」欄は、右上の項目別区分ごとに、最終頁に記載してください。
（注４）　資金管理団体及び国会議員関係政治団体以外の団体については、記載の必要はありません。

この様式は**経常経費用**です。

（その14）

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分	事務所費				
支出の目的	金額		年月日			支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
事務所家賃	十億 百万	50000 千 円	令和 ☆	1	17	丙山　丁男	岡山市△区○○町○○○番地	
〃		50000	☆	2	15	〃	〃	
〃		50000	☆	3	15	〃	〃	
〃		50000	☆	4	15	〃		
〃		50000	☆	5	16	〃		
〃		50000	☆	6	15	〃		
〃		50000	☆	7	15	〃		
〃		50000	☆	8	15	〃	〃	
〃		50000	☆	9	15	〃	〃	
〃		50000	☆	10	17	〃	〃	
〃		50000	☆	11	15	〃	〃	
〃		50000	☆	12	15	〃	〃	
この頁の小計		600000						
その他の支出		98200						
合計		698200						

正式名称を記載

○住所が県内の場合
町村の場合は、郡名から記入願います。
岡山市の場合は区名の記入漏れがないようにお願いします。
○住所が県外の場合
都道府県名から記入願います。

資金管理団体は１件５万円以上（国会議員関係政治団体にあっては１万円超）の支出について記載（領収書等の写しの添付が必要）

資金管理団体は１件５万円未満（国会議員関係政治団体にあっては１万円以下）の支出については一括して合計額を記載（領収書等の写しの添付不要）

（注１）資金管理団体は、５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。
（注２）国会議員関係政治団体は、１万円超（１万１円以上）の支出はすべて個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。
（注３）「その他の支出」及び「合計」欄は、右上の項目別区分ごとに、最終頁に記載してください。
（注４）資金管理団体及び国会議員関係政治団体以外の団体については、記載の必要はありません。

(18)様式（その15）について

ア　政治活動費については，１件当たりの金額（数回にわたってされたときは，その合計金額）が，国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては１万円を超える支出（１万１円以上）について，国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては５万円以上の支出について，その支出を受けた者の氏名及び住所（団体にあっては，その名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該支出の目的，金額及び年月日を次の例により記載すること。

イ　政治活動費は，(16)のイの(ｱ)から(ｶ)までの基準により分類し，さらに次のとおり小分類した費目ごとに，それぞれ別葉とすること。

(ｱ) 組織活動費の費目の例　「大会費」，「行事費」，「組織対策費」，「渉外費」，「交際費」

(ｲ) 選挙関係費の費目の例　「公認推薦料」，「陣中見舞」

(ｳ) 機関紙誌の発行事業費の費目の例　「給与」，「材料費」，「印刷費」，「荷造発送費」，「原稿料」

(ｴ) 宣伝事業費の費目の例　「遊説費」，「新聞・ラジオ・テレビの広告料」，「ポスター・ビラ・パンフレットの作成費」，「宣伝用自動車の購入・維持費」

(ｵ) 政治資金パーティー開催事業費の費目の例　「甲政治資金パーティー開催事業費」，「乙政治資金パーティー開催事業費」

(ｶ) 調査研究費の費目の例　「研修会費」，「資料費」，「書籍購入費」，「翻訳代」

(ｷ) 寄附・交付金の費目の例　「寄附金」，「賛助金」，「支部交付金」，「負担金」

ウ　記載の要領については，次のとおりとすること。

(ｱ) 「項目別区分」欄には，「組織活動費（大会費）」というように小分類した費目まで記載すること。

(ｲ) 「支出の目的」欄には，当該支出の目的を「会場借上費」，「弁当代」，「タクシー代」というように具体的に記載すること。

(ｳ) 「その他の支出」欄には，１件当たりの金額が，国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては１万円以下の支出を，国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては５万円未満の支出を，項目別区分の（　）（小分類した費目）ごとに一括して，その合計金額を項目別区分の（　）ごとの最終頁に記載すること。

(ｴ) 「合計」欄には，項目別区分の（　）ごとの合計額を，項目別区分の（　）ごとの最終頁に記載すること。

政治活動費用の様式（その15）であることを確認してください。
（経常経費用の様式（その14）と混同しないこと。）

この様式は政治活動費用です。

（その15）

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	組織活動費 （ 組織対策費 ）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
パンフレット印刷代	485000円	令和☆6.21	△△印刷㈱	東京都〇〇区〇〇町××番地	
電話料	73000	☆7.15	〇〇㈱	□□郡〇〇町〇丁目〇番地	
この頁の小計	558000				
その他の支出	86000				
合計	644000				

1件5万円以上（国会議員関係政治団体にあっては1万円超）の支出について記載
（領収書等の写しの添付が必要）

正式名称を記載

〇住所が県内の場合
町村の場合は、郡名から記入願います。
岡山市の場合は区名の記入漏れがないようにお願いします。
〇住所が県外の場合
都道府県名から記入願います。

1件5万円未満（国会議員関係政治団体にあっては1万円以下）の支出については一括して合計額を記載
（領収書等の写しの添付不要）

（注1）国会議員関係政治団体以外の政治団体は、5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。
（注2）国会議員関係政治団体は、1万円超（1万1円以上）の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。
（注3）「その他の支出」及び「合計」欄は、右上の項目別区分の（ ）の中の項目ごとに、最終頁に記載してください。

この様式は政治活動費用です。

（その15）

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	組織活動費 （ 大会費 ）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
案内状印刷代	175000円	令和☆6.6	△△印刷㈱	岡山市△区〇〇町××番地	
資料印刷代	250000	☆6.6	〃	〃	
会場借上費	80000	☆6.12	〇〇会館㈱	□□郡〇〇村××番地	
この頁の小計	505000				
その他の支出	178000				
合計	683000				

1件5万円以上（国会議員関係政治団体にあっては1万円超）の支出について記載
（領収書等の写しの添付が必要）

正式名称を記載

〇住所が県内の場合
町村の場合は、郡名から記入願います。
岡山市の場合は区名の記入漏れがないようにお願いします。
〇住所が県外の場合
都道府県名から記入願います。

1件5万円未満（国会議員関係政治団体にあっては1万円以下）の支出については一括して合計額を記載
（領収書等の写しの添付不要）

（注1）国会議員関係政治団体以外の政治団体は、5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。
（注2）国会議員関係政治団体は、1万円超（1万1円以上）の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。
（注3）「その他の支出」及び「合計」欄は、右上の項目別区分の（ ）の中の項目ごとに、最終頁に記載してください。

この様式は政治活動費用です。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分	選挙関係費 （ 陣中見舞 ）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
陣中見舞	50,000円	令和 ☆ 10 6	海野　山男	岡山市△区山下2-2-2	
〃	450,000	☆ 10 7	海野山男後援会〇〇支部	岡山市△区〇〇町××番地	
この頁の小計	500,000				
その他の支出	0				
合計	500,000				

1件5万円以上（国会議員関係政治団体にあっては1万円超）の支出について記載
（領収書等の写しの添付が必要）

正式名称を記載

〇住所が県内の場合
町村の場合は、郡名から記入願います。
岡山市の場合は区名の記入漏れがないようにお願いします。
〇住所が県外の場合
都道府県名から記入願います。

1件5万円未満（国会議員関係政治団体にあっては1万円以下）の支出については一括して合計額を記載
（領収書等の写しの添付不要）

（注１）国会議員関係政治団体以外の政治団体は、5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。
（注２）国会議員関係政治団体は、1万円超（1万1円以上）の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。
（注３）「その他の支出」及び「合計」欄は、右上の項目別区分の（ ）の中の項目ごとに、最終頁に記載してください。

この様式は政治活動費用です。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分	機関紙誌の発行事業費 （ 〇〇機関紙 ）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
印刷費	120,000円	令和 ☆ 10 17	△△印刷㈱	岡山市△区〇〇町××番地	
この頁の小計	120,000				
その他の支出	98,000				
合計	218,000				

1件5万円以上（国会議員関係政治団体にあっては1万円超）の支出について記載
（領収書等の写しの添付が必要）

正式名称を記載

〇住所が県内の場合
町村の場合は、郡名から記入願います。
岡山市の場合は区名の記入漏れがないようにお願いします。
〇住所が県外の場合
都道府県名から記入願います。

1件5万円未満（国会議員関係政治団体にあっては1万円以下）の支出については一括して合計額を記載
（領収書等の写しの添付不要）

（注１）国会議員関係政治団体以外の政治団体は、5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。
（注２）国会議員関係政治団体は、1万円超（1万1円以上）の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。
（注３）「その他の支出」及び「合計」欄は、右上の項目別区分の（ ）の中の項目ごとに、最終頁に記載してください。

この様式は政治活動費用です。

（その15）

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	宣伝事業費　（ポスター作成費）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
印刷費	530000	令和 ☆ 7 8	△△印刷㈱	□□市○○区△△町××番地	
この頁の小計	530000				
その他の支出	27000				
合計	557000				

1件5万円以上（国会議員関係政治団体にあっては1万円超）の支出について記載
（領収書等の写しの添付が必要）

正式名称を記載

○住所が県内の場合
　町村の場合は、郡名から記入願います。
　岡山市の場合は区名の記入漏れがないようにお願いします。
○住所が県外の場合
　都道府県名から記入願います。

1件5万円未満（国会議員関係政治団体にあっては1万円以下）の支出については一括して合計額を記載
（領収書等の写しの添付不要）

（注）　国会議員関係政治団体以外の政治団体は、5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。
（注２）　国会議員関係政治団体は、1万円超（1万1円以上）の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。
（注３）　「その他の支出」及び「合計」欄は、右上の項目別区分の（　）の中の項目ごとに、最終頁に記載してください。

この様式は政治活動費用です。

（その15）

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	政治資金パーティー開催事業費（○○政治資金パーティー開催事業費）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
食事代	6038000	令和 ☆ 8 15	△△ホテル㈱	倉敷市○○町△△	
記念品代	15000000	〃 〃 〃	㈱○○	倉敷市△△町××	
この頁の小計	7538000				
その他の支出	132000				
合計	7670000				

1件5万円以上（国会議員関係政治団体にあっては1万円超）の支出について記載
（領収書等の写しの添付が必要）

正式名称を記載

複数の政治資金パーティーを開催した場合は、パーティーごとに小分類し、別葉とすること。

1件5万円未満（国会議員関係政治団体にあっては1万円以下）の支出については一括して合計額を記載
（領収書等の写しの添付不要）

（注）　国会議員関係政治団体以外の政治団体は、5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。
（注２）　国会議員関係政治団体は、1万円超（1万1円以上）の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。
（注３）　「その他の支出」及び「合計」欄は、右上の項目別区分の（　）の中の項目ごとに、最終頁に記載してください。

この様式は政治活動費用です。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	その他の事業費 （ 講演会開催事業 ）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
会場借上費	100,000円	令和 ☆ 2 2	㈱〇〇	岡山市〇区下上1-2-3	
この頁の小計	100,000				
その他の支出	0				
合計	100,000				

1件５万円以上（国会議員関係政治団体にあっては１万円超）の支出について記載
（領収書等の写しの添付が必要）

正式名称を記載

〇住所が県内の場合
町村の場合は、郡名から記入願います。
岡山市の場合は区名の記入漏れがないようにお願いします。
〇住所が県外の場合
都道府県名から記入願います。

１件５万円未満（国会議員関係政治団体にあっては１万円以下）の支出については一括して合計額を記載
（領収書等の写しの添付不要）

（注１）国会議員関係政治団体以外の政治団体は、５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。
（注２）国会議員関係政治団体は、１万円超（１万１円以上）の支出はすべて個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。
（注３）「その他の支出」及び「合計」欄は、右上の項目別区分の（ ）の中の項目ごとに、最終頁に記載してください。

この様式は政治活動費用です。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	調査研究費 （ 書籍購入費 ）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
「選挙と政治の歩み」	75,000円	令和 ☆ 8 12	〇〇書籍販売㈱	岡山市×区△△通〇〇〇〇	
「公職選挙法解説」	70,000	☆ 11 11	〃	〃	
この頁の小計	145,000				
その他の支出	52,000				
合計	197,000				

1件５万円以上（国会議員関係政治団体にあっては１万円超）の支出について記載
（領収書等の写しの添付が必要）

正式名称を記載

〇住所が県内の場合
町村の場合は、郡名から記入願います。
岡山市の場合は区名の記入漏れがないようにお願いします。
〇住所が県外の場合
都道府県名から記入願います。

１件５万円未満（国会議員関係政治団体にあっては１万円以下）の支出については一括して合計額を記載
（領収書等の写しの添付不要）

（注１）国会議員関係政治団体以外の政治団体は、５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。
（注２）国会議員関係政治団体は、１万円超（１万１円以上）の支出はすべて個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。
（注３）「その他の支出」及び「合計」欄は、右上の項目別区分の（ ）の中の項目ごとに、最終頁に記載してください。

この様式は政治活動費用です。

（その15）

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	寄附・交付金 （ 寄附 ）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
寄附金	300,000円	令和 ☆ 7 8	△△後援会	岡山市△区〇〇町〇丁目〇番	
〃	600,000	☆ 9 8	××党県本部	岡山市×区△△１－１－１	
この頁の小計	900,000				
その他の支出	0				
合計	900,000				

正式名称を記載

１件５万円以上（国会議員関係政治団体にあっては１万円超）の支出について記載
（領収書等の写しの添付が必要）

（注）後援団体（いわゆる後援会）は，選挙区内にある者に対してはどのような名義であっても寄附はできません。ただし，政党や政治団体，支持する政治家に対して行う寄附及び後援団体の設立目的により行う行事や事業に関する寄附はできます。しかし，設立目的により行う行事や事業に関するものであっても，花輪，供花，香典，祝儀その他これらに類するもの及び次に掲げる選挙前の一定期間に行う寄附は禁止されています。
・任期満了による選挙の場合……任期満了の日前90日に当たる日から選挙の期日まで（公職選挙法第34条の２第２項の規定による告示がなされた場合にあっては，任期満了の日前90日に当たる日又は当該告示がなされた日の翌日のいずれか早い日から選挙の期日まで）
・衆議院の解散による選挙の場合…解散の翌日から選挙の期日まで
・その他の場合……選挙を行うべき事由が生じた旨の告示があった日の翌日から選挙の期日まで
（公職選挙法第199条の５第１項）

１件５万円未満（国会議員関係政治団体にあっては１万円以下）の支出については一括して合計額を記載
（領収書等の写しの添付不要）

（注１）国会議員関係政治団体以外の政治団体は、５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。
（注２）国会議員関係政治団体は、１万円超（１万１円以上）の支出はすべて個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。
（注３）「その他の支出」及び「合計」欄は、右上の項目別区分の（ ）の中の項目ごとに、最終頁に記載してください。

この様式は政治活動費用です。

（その15）

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	その他の経費 （ 借入金返済 ）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
借入金返済	1,300,000円	令和 ☆ 4 1	丙山　乙夫	岡山市△区山下2-3-8	
金銭以外のものによる寄附相当分	700,000	☆ 10 4	甲野　太郎	岡山市〇区下山1-1-1	
この頁の小計	2,000,000				
その他の支出	0				
合計	2,000,000				

１件５万円以上（国会議員関係政治団体にあっては１万円超）の支出について記載
（領収書等の写しの添付が必要）

正式名称を記載

〇住所が県内の場合
町村の場合は、郡名から記入願います。
岡山市の場合は区名の記入漏れがないようにお願いします。
〇住所が県外の場合
都道府県名から記入願います。

１件５万円未満（国会議員関係政治団体にあっては１万円以下）の支出については一括して合計額を記載
（領収書等の写しの添付不要）

（注１）国会議員関係政治団体以外の政治団体は、５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。
（注２）国会議員関係政治団体は、１万円超（１万１円以上）の支出はすべて個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。
（注３）「その他の支出」及び「合計」欄は、右上の項目別区分の（ ）の中の項目ごとに、最終頁に記載してください。

(19)様式（その16）について

同一の政党その他の政治団体の本部，支部間及び支部とその他の支部との間での交付金のやり取り（本部・支部の関係にない団体に対しての交付金のやり取りについては，記載の必要はありません。）については，(16)に掲げる分類基準による支出項目ごとに，その本部又は支部の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び供与した年月日を該当欄に記載すること。この場合，（その13）の備考欄に支出項目ごとに本様式に記載した金額を記載すること。（例えばA党本部がA党○○支部へ陣中見舞として金銭を支出した場合，A党本部はその金額を「選挙関係費」に計上した上，備考欄に本部から支部へ支出した金額についてさらに記載すること。）

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

支出項目	金額（十億 百万 千 円）	年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
選挙関係費	450,000円	令和☆10.7	海野山男後援会○○支部	岡山市△区○○町××番地	
この頁の小計	450,000				
合計	450,000				

項目別，年月日別に記載

(注1) 同一本部・支部（選管等へ届け出たものに限る。）への交付金の支出があった場合、支出項目、金額の大小にかかわらず再掲するものです。「合計」欄は最終頁に記載してください。

(注2) 支出項目は、（その13）の項目と一致します。
例：組織活動費、寄附・交付金

(20)様式（その17）について

12月31日において有する資産等（土地，建物，建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権，取得の価額が100万円を超える動産，預金（普通預金及び当座預金を除く。(21)において同じ。）又は貯金（普通貯金を除く。(21)において同じ。），金銭信託，有価証券，出資による権利，貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金，支払われた金額が100万円を超える敷金，取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利及び借入先ごとの残高が100万円を超える借入金をいう。(21)において同じ。）については，これらの項目ごとの有無について「□」内に「レ」を記入すること。

なお，有に記入した場合，項目別に様式（その18）に内訳について，記載すること。

(その17)

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	☑	□	
イ　建物	☑	□	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☑	□	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	☑	□	
オ　預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	☑	□	
カ　金銭信託	☑	□	
キ　有価証券	☑	□	
ク　出資による権利	☑	□	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☑	□	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	☑	□	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☑	□	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☑	□	

※有無について☑してください。　　（注）有に☑の場合は「項目別区分」ごとに（その18）が必要です。

(21)様式（その18）について

ア　12月31日において有する資産等の内訳については，次の例により項目別に分類した上で記載し，それぞれ別葉とすること。なお，「項目別区分」欄には，これらの区分を記載すること。

(ｱ) 土　　地	土地については，所在，面積，取得の価額及び取得年月日を記載するものとし，記載の要領は，所在を「摘要」欄に「岡山市△区○○町１番地１号」というように記載し，面積を「備考」欄に「100㎡」というように記載すること。
(ｲ) 建　　物	建物については，所在，床面積，取得の価額及び取得年月日を記載するものとし，記載の要領は，所在を「摘要」欄に「岡山市△区○○町１番地１号」というように記載し，床面積を「備考」欄に「100㎡」というように記載すること。
(ｳ) 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権については，当該権利に係る土地の所在，面積，権利の取得の価額及び取得年月日を記載するものとし，記載の要領は，所在及び地上権又は賃借権の別を「摘要」欄に「岡山市△区○○町１番地１号（地上権）」というように記載し，面積を「備考」欄に「100㎡」というように記載すること。
(ｴ) 動　　産	取得の価額が100万円を超える動産については，品目，数量，取得の価額及び取得年月日を記載するものとし，記載の要領は，品目を「摘要」欄に「自動車」，「絵画」，「応接セット」というように記載し，数量を「備考」欄に記載すること。
(ｵ) 預金又は貯金	預金又は貯金については，残高を記載するものとし，「摘要」欄には，「残高」と記載すること。
(ｶ) 金 銭 信 託	金銭信託については，信託している金銭の額及び信託の設定年月日を記載するものとし，「摘要」欄には，「金銭信託」と記載すること。
(ｷ) 有 価 証 券	金融商品取引法第２条第１項及び第２項に規定する有価証券（金銭信託の受益証券及び受益権を除く。）については，種類，銘柄，数量，取得の価額及び取得年月日を記載するものとし，記載の要領は，種類を「摘要」欄に「国債」，「株式」，「社債」というように記載し，銘柄及び数量を「備考」欄に「何年何月発行10年国債（額面100万円）」，「甲株式会社発行株式（1,000株）」というように記載すること。
(ｸ) 出資による権利	出資による権利については，出資先，出資先ごとの金額及び出資年月日を記載するものとし，記載の要領は，出資先を「摘要」欄に「甲合名会社」，「乙合資会社」というように記載すること。
(ｹ) 貸 付 金	貸付金ごとの残高が100万円を超える貸付金については，貸付先及び貸付先ごとの残高を記載するものとし，記載の要領は，貸付先を「摘要」欄に「甲野一郎」，「乙政治団体」というように記載すること。
(ｺ) 敷　　金	支払われた金額が100万円を超える敷金については，支払先，敷金の額及び支払年月日を記載するものとし，記載の要領は，支払先を「摘要」欄に「甲野一郎」，「乙株式会社」というように記載すること。
(ｻ) 施設の利用に	取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利については，種類，

関する権利　対象となる施設の名称，取得の価額及び取得年月日を記載するものとし，記載の要領は，種類を「摘要」欄に「ゴルフ場会員権」，「スポーツクラブ会員権」というように記載し，施設の名称を「備考」欄に「甲カントリークラブ」，「乙会員制スポーツクラブ」というように記載すること。

(ｼ) 借　入　金　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金については，借入先及び借入先ごとの残高を記載するものとし，記載の要領は，借入先を「摘要」欄に「甲銀行（乙支店）」というように記載すること。

イ　ア(ｱ)から(ｴ)まで，(ｷ)及び(ｻ)の資産で政治団体が政治団体となった日（法第３条第１項各号又は法第５条第１項各号の団体となった日（同項第２号の団体にあっては，法第６条の２第２項前段の規定による届出がされた日）をいう。以下同じ。）前に取得したものについて，その取得の価額が明らかでない場合は，その旨を「備考」欄に記載するとともに，取得時における時価に見積った金額を記載し，その金額が見積額である旨を付記するものとし，取得の価額及び取得年月日が明らかでない場合は，その旨を「備考」欄に記載するとともに，当該政治団体が政治団体となった年月日及び当該年月日における時価に見積った金額を記載し，その年月日が政治団体となった年月日である旨及びその金額が見積額である旨を付記すること。また，取得年月日が明らかでない場合は，その旨及び当該政治団体が政治団体となった年月日を「備考」欄に記載すること。

ウ　ア(ｸ)及び(ｺ)の資産で政治団体が政治団体となった日前の取得に係るものについて，その取得年月日が明らかでない場合は，その旨及び当該政治団体が政治団体となった年月日を「備考」欄に記載すること。

エ　ア(ｱ)から(ｴ)まで，(ｷ)及び(ｻ)の資産で政治団体が政治団体となった日から平成元年12月31日までに取得したものについて，その取得の価額が明らかでない場合は，その旨を「備考」欄に記載するとともに，取得時における時価に見積った金額を記載し，その金額が見積額である旨を付記するものとし，取得の価額及び取得年月日が明らかでない場合は，その旨を「備考」欄に記載するとともに，平成５年１月１日における時価に見積った金額を記載し，その金額が平成５年１月１日における時価見積額である旨を付記すること。また，取得年月日が明らかでない場合は，その旨及び当該政治団体が政治団体となった年月日を「備考」欄に記載すること。

オ　ア(ｸ)及び(ｺ)の資産で政治団体が政治団体となった日から平成元年12月31日までの取得に係るものについて，その取得年月日が明らかでない場合は，その旨及び当該政治団体が政治団体となった年月日を「備考」欄に記載すること。

(その18)

2　資産等の項目別内訳

資産等の内訳		項目別区分	土地
摘要	金額	年月日	備考
岡山市△区〇〇町××番地	23,000,000円	H6 5 1	60㎡

土地の所在を番地まで記載

土地の取得価額を記載

土地の取得年月日を記載

土地の面積を㎡単位で記載

政治団体となった日前に取得したものについて
(1) その取得の価額が明らかでない場合は，その旨を記載するとともに，取得時における時価に見積った金額を記載し，その金額が見積額である旨を付記すること。
(2) 取得の価額及び取得年月日が明らかでない場合は，その旨を記載するとともに，政治団体となった年月日及び当該年月日における時価に見積った金額を記載すること。
(3) 取得年月日が明らかでない場合は，その旨及び政治団体となった年月日を記載すること。

政治団体となった日から平成元年12月31日までに取得したものについて
(1) その取得の価額が明らかでない場合は，その旨を記載するとともに，取得時における時価に見積った金額を記載し，その金額が見積額である旨を付記すること。
(2) 取得の価額及び取得年月日が明らかでない場合は，その旨を記載するとともに，平成５年１月１日における時価に見積った金額を記載し，その金額が平成５年１月１日における時価見積額である旨を付記すること。
(3) 取得年月日が明らかでない場合は，その旨及び政治団体となった年月日を記載すること。

(注１) (その17)で「有」に☑の場合は、項目別区分ごとに別葉として作成してください。
(注２) 借入金は「借入先」ごとの合計金額を記載し、年月日は不要です。

(その18)

2　資産等の項目別内訳

資産等の内訳		項目別区分	建物
摘要	金額	年月日	備考
岡山市△区〇〇町××番地	15,000,000円	H2 4 1	100㎡

建物の所在を番地まで記載

建物の取得価額を記載

建物の取得年月日を記載

建物の床面積を㎡単位で記載

政治団体となった日前に取得したものについて
(1) その取得の価額が明らかでない場合は，その旨を記載するとともに，取得時における時価に見積った金額を記載し，その金額が見積額である旨を付記すること。
(2) 取得の価額及び取得年月日が明らかでない場合は，その旨を記載するとともに，政治団体となった年月日及び当該年月日における時価に見積った金額を記載すること。
(3) 取得年月日が明らかでない場合は，その旨及び政治団体となった年月日を記載すること。

政治団体となった日から平成元年12月31日までに取得したものについて
(1) その取得の価額が明らかでない場合は，その旨を記載するとともに，取得時における時価に見積った金額を記載し，その金額が見積額である旨を付記すること。
(2) 取得の価額及び取得年月日が明らかでない場合は，その旨を記載するとともに，平成５年１月１日における時価に見積った金額を記載し，その金額が平成５年１月１日における時価見積額である旨を付記すること。
(3) 取得年月日が明らかでない場合は，その旨及び政治団体となった年月日を記載すること。

(注１) (その17)で「有」に☑の場合は、項目別区分ごとに別葉として作成してください。
(注２) 借入金は「借入先」ごとの合計金額を記載し、年月日は不要です。

（その18）

2　資産等の項目別内訳

資産等の内訳			項目別区分	建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権
摘要	金額		年月日	備考
岡山市△区○○町××番地（地上権）	百万 千 円 1,000,000		H2 3 25	130㎡

当該権利に係る土地の所在及び地上権又は賃借権の別を記載

権利の取得価額を記載

権利の取得年月日を記載

当該権利に係る土地の面積を㎡単位で記載

政治団体となった日前に取得したものについて
(1) その取得の価額が明らかでない場合は，その旨を記載するとともに，取得時における時価に見積った金額を記載し，その金額が見積額である旨を付記すること。
(2) 取得の価額及び取得年月日が明らかでない場合は，その旨を記載するとともに，政治団体となった年月日及び当該年月日における時価に見積った金額を記載すること。
(3) 取得年月日が明らかでない場合は，その旨及び政治団体となった年月日を記載すること。

政治団体となった日から平成元年12月31日までに取得したものについて
(1) その取得の価額が明らかでない場合は，その旨を記載するとともに，取得時における時価に見積った金額を記載し，その金額が見積額である旨を付記すること。
(2) 取得の価額及び取得年月日が明らかでない場合は，その旨を記載するとともに，平成５年１月１日における時価に見積った金額を記載し，その金額が平成５年１月１日における時価見積額である旨を付記すること。
(3) 取得年月日が明らかでない場合は，その旨及び政治団体となった年月日を記載すること。

（注１）（その17）で「有」に☑の場合は、項目別区分ごとに別葉として作成してください。
（注２）借入金は「借入先」ごとの合計金額を記載し、年月日は不要です。

（その18）

2　資産等の項目別内訳

資産等の内訳			項目別区分	動産
摘要	金額		年月日	備考
自動車	百万 千 円 2,300,000		H2 4 30	1台

取得価額が100万円を超える動産について品目ごとに記載

動産の取得価額を記載

動産の取得年月日を記載

動産の品目ごとに数量を記載

政治団体となった日前に取得したものについて
(1) その取得の価額が明らかでない場合は，その旨を記載するとともに，取得時における時価に見積った金額を記載し，その金額が見積額である旨を付記すること。
(2) 取得の価額及び取得年月日が明らかでない場合は，その旨を記載するとともに，政治団体となった年月日及び当該年月日における時価に見積った金額を記載すること。
(3) 取得年月日が明らかでない場合は，その旨及び政治団体となった年月日を記載すること。

政治団体となった日から平成元年12月31日までに取得したものについて
(1) その取得の価額が明らかでない場合は，その旨を記載するとともに，取得時における時価に見積った金額を記載し，その金額が見積額である旨を付記すること。
(2) 取得の価額及び取得年月日が明らかでない場合は，その旨を記載するとともに，平成５年１月１日における時価に見積った金額を記載し，その金額が平成５年１月１日における時価見積額である旨を付記すること。
(3) 取得年月日が明らかでない場合は，その旨及び政治団体となった年月日を記載すること。

（注１）（その17）で「有」に☑の場合は、項目別区分ごとに別葉として作成してください。
（注２）借入金は「借入先」ごとの合計金額を記載し、年月日は不要です。

（その18）

2　資産等の項目別内訳

資産等の内訳		項目別区分	預金又は貯金
摘要	金額	年月日	備考
残　高	百万 1 5 0 千 0 0 0 円 0		

「残高」と記載

預金又は貯金については，残高を記載すること。

（注１）（その17）で「有」に☑の場合は、項目別区分ごとに別葉として作成してください。
（注２）借入金は「借入先」ごとの合計金額を記載し、年月日は不要です。

（その18）

2　資産等の項目別内訳

資産等の内訳		項目別区分	金銭信託
摘要	金額	年月日	備考
金銭信託	百万 2 0 0 千 0 0 0 円 0	H6 1 12	

「金銭信託」と記載

信託している金銭の額を記載

信託の設定年月日を記載

（注１）（その17）で「有」に☑の場合は、項目別区分ごとに別葉として作成してください。
（注２）借入金は「借入先」ごとの合計金額を記載し、年月日は不要です。

(その18)

2　資産等の項目別内訳

資産等の内訳		項目別区分	有価証券
摘要	金額	年月日	備考
国債	十億 百万 1 0 0 0 0 0 0 円	H28 6 21	平成28年６月発行10年国債（額面100万円）

種類を「国債」，「株式」，「社債」というように記載

有価証券の取得価額を記載

有価証券の取得年月日を記載

銘柄及び数量を「何年何月発行〇年国債（額面△万円）」，「甲株式会社発行株式（1,000株）」というように記載

政治団体となった日前に取得したものについて
(1) その取得の価額が明らかでない場合は，その旨を記載するとともに，取得時における時価に見積った金額を記載し，その金額が見積額である旨を付記すること。
(2) 取得の価額及び取得年月日が明らかでない場合は，その旨を記載するとともに，政治団体となった年月日及び当該年月日における時価に見積った金額を記載すること。
(3) 取得年月日が明らかでない場合は，その旨及び政治団体となった年月日を記載すること。

政治団体となった日から平成元年12月31日までに取得したものについて
(1) その取得の価額が明らかでない場合は，その旨を記載するとともに，取得時における時価に見積った金額を記載し，その金額が見積額である旨を付記すること。
(2) 取得の価額及び取得年月日が明らかでない場合は，その旨を記載するとともに，平成５年１月１日における時価に見積った金額を記載し，その金額が平成５年１月１日における時価見積額である旨を付記すること。
(3) 取得年月日が明らかでない場合は，その旨及び政治団体となった年月日を記載すること。

（注１）（その17）で「有」に☑の場合は、項目別区分ごとに別葉として作成してください。
（注２）借入金は「借入先」ごとの合計金額を記載し、年月日は不要です。

(その18)

2　資産等の項目別内訳

資産等の内訳		項目別区分	出資による権利
摘要	金額	年月日	備考
〇〇合名会社	十億 百万 5 0 0 0 0 0 0 円	H4 3 31	

出資先を「甲合名会社」，「乙合資会社」というように記載

出資先ごとの金額を記載

出資年月日を記載

政治団体となった日前の出資に係るものについて，その出資年月日が明らかでない場合は，その旨及び政治団体となった年月日を記載すること。

政治団体となった日から平成元年12月31日までの出資に係るものについて，その出資年月日が明らかでない場合は，その旨及び政治団体となった年月日を記載すること。

（注１）（その17）で「有」に☑の場合は、項目別区分ごとに別葉として作成してください。
（注２）借入金は「借入先」ごとの合計金額を記載し、年月日は不要です。

(その18)

2　資産等の項目別内訳

資産等の内訳		項目別区分	貸付金
摘要	金額	年月日	備考
○○政治団体	3,000,000円		

貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金について貸付先を記載

(注１)（その17)で「有」に☑の場合は、項目別区分ごとに別葉として作成してください。
(注２）借入金は「借入先」ごとの合計金額を記載し、年月日は不要です。

(その18)

2　資産等の項目別内訳

資産等の内訳		項目別区分	敷金
摘要	金額	年月日	備考
○○不動産株式会社	150,000,000円	H6 5 1	

支払われた金額が100万円を超える敷金について支払先を記載

敷金の額を記載

支払年月日を記載

政治団体となった日前の支払に係るものについて，その支払年月日が明らかでない場合は，その旨及び政治団体となった年月日を記載すること。

政治団体となった日から平成元年12月31日までの支払に係るものについて，その支払年月日が明らかでない場合は，その旨及び政治団体となった年月日を記載すること。

(注１)（その17)で「有」に☑の場合は、項目別区分ごとに別葉として作成してください。
(注２）借入金は「借入先」ごとの合計金額を記載し、年月日は不要です。

（その18）

2　資産等の項目別内訳

資産等の内訳		項目別区分	施設の利用に関する権利
摘要	金額	年月日	備考
ゴルフ場会員権	6,000,000円	H3 4 30	××カントリークラブ

取得価額が100万円を超える施設の利用に関する権利について種類を記載

取得の価額を記載

取得年月日を記載

施設の名称を記載

政治団体となった日前に取得したものについて
(1) その取得の価額が明らかでない場合は，その旨を記載するとともに，取得時における時価に見積った金額を記載し，その金額が見積額である旨を付記すること。
(2) 取得の価額及び取得年月日が明らかでない場合は，その旨を記載するとともに，政治団体となった年月日及び当該年月日における時価に見積った金額を記載すること。
(3) 取得年月日が明らかでない場合は，その旨及び政治団体となった年月日を記載すること。

政治団体となった日から平成元年12月31日までに取得したものについて
(1) その取得の価額が明らかでない場合は，その旨を記載するとともに，取得時における時価に見積った金額を記載し，その金額が見積額である旨を付記すること。
(2) 取得の価額及び取得年月日が明らかでない場合は，その旨を記載するとともに，平成５年１月１日における時価に見積った金額を記載し，その金額が平成５年１月１日における時価見積額である旨を付記すること。
(3) 取得年月日が明らかでない場合は，その旨及び政治団体となった年月日を記載すること。

（注１）（その17）で「有」に☑の場合は、項目別区分ごとに別葉として作成してください。
（注２）借入金は「借入先」ごとの合計金額を記載し、年月日は不要です。

（その18）

2　資産等の項目別内訳

資産等の内訳		項目別区分	借入金
摘要	金額	年月日	備考
○○銀行××支店	1,500,000円		

借入先ごとの残高が100万円を超える借入金について借入先「甲銀行乙支店」というように記載

（注１）（その17）で「有」に☑の場合は、項目別区分ごとに別葉として作成してください。
（注２）借入金は「借入先」ごとの合計金額を記載し、年月日は不要です。

(22)様式（その19）について

ア　12月31日現在で資金管理団体として指定されている場合には，同日において有する資産等のうち不動産（(21)のアの(ｱ)から(ｳ)までの資産をいう。以下同じ。）の利用の現況について，次の例により項目別に分類した上で記載し，それぞれ別葉とすること。なお，「項目別区分」欄には，これらの区分を記載すること。

(ｱ) 土　　地　土地については，所在，事務所の用に供している場合にあってはその旨，事務所以外の用に供している場合にあってはその用途並びに当該土地を現に使用している者ごとの用途，使用している面積，その者と当該資金管理団体及びその代表者との関係並びに使用の対価の価額を記載すること。この場合において，「摘要」欄には，所在を「岡山市△区○○町１番地１号」というように記載し，「用途」欄には，事務所の用に供している場合にあってはその旨を「事務所（事務所用の駐車場を含む。）」というように，事務所以外の用に供している場合にあってはその用途を「賃貸」，「無償貸与」というように記載し，「使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係」欄には，事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者と当該資金管理団体及びその代表者との関係を「当団体の職員」，「当団体の代表者の秘書」，「当団体の職員以外の個人」というように記載し，「使用者ごとの用途」欄には，事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者ごとの用途を「住居」，「事務所用以外の駐車場」というように記載し，「使用者ごとの使用面積」欄には，事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者ごとの使用面積を「100㎡」というように記載し，「使用者ごとの使用の対価の価額」欄には，事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者ごとの使用の対価の価額を「10万円／月」というように記載すること。

(ｲ) 建　　物　建物については，所在，事務所の用に供している場合にあってはその旨，事務所以外の用に供している場合にあってはその用途並びに当該建物を現に使用している者ごとの用途，使用している床面積，その者と当該資金管理団体及びその代表者との関係並びに使用の対価の価額を記載すること。この場合において，「摘要」欄には，所在を「岡山市△区○○町１番地１号」というように記載し，「用途」欄には，事務所の用に供している場合にあってはその旨を「事務所」というように，事務所以外の用に供している場合にあってはその用途を「賃貸」，「無償貸与」というように記載し，「使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係」欄には，事務所以外の用に供している場合において当該建物を現に使用している者と当該資金管理団体及びその代表者との関係を「当団体の職員」，「当団体の代表者の秘書」，「当団体の職員以外の個人」というように記載し，「使用者ごとの用途」欄には，事務所以外の用に供している場合において当該建物を現に使用している者ごとの用途を「住居」，「倉庫」というように記載し，「使用者ごとの使用面積」欄には，事務所以外の用に供している場合において当該建物を現に使用している者ごとの使用面積を「100㎡」というように記載し，「使用者ごとの使用の対価の価額」欄には，事務所以外の用に供している場合において当該建

物を現に使用している者ごとの使用の対価の価額を「10万円／月」というように記載すること。

(ｳ) 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権

建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権については，当該権利に係る土地の所在，事務所の用に供している場合にあってはその旨，事務所以外の用に供している場合にあってはその用途並びに当該土地を現に使用している者ごとの用途，使用している面積，その者と当該資金管理団体及びその代表者との関係並びに使用の対価の価額を記載すること。この場合において，「摘要」欄には，所在を「岡山市△区○○町１番地１号」というように記載し，「用途」欄には，事務所の用に供している場合にあってはその旨を「事務所（事務所用の駐車場を含む。）」というように，事務所以外の用に供している場合にあってはその用途を「賃貸」，「無償貸与」というように記載し，「使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係」欄には，事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者と当該資金管理団体及びその代表者との関係を「当団体の職員」，「当団体の代表者の秘書」，「当団体の職員以外の個人」というように記載し，「使用者ごとの用途」欄には，事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者ごとの用途を「住居」，「事務所用以外の駐車場」というように記載し，「使用者ごとの使用面積」欄には，事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者ごとの使用面積を「100㎡」というように記載し，「使用者ごとの使用の対価の価額」欄には，事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者ごとの使用の対価の価額を「10万円／月」というように記載すること。

イ　「使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係」欄から「使用者ごとの使用の対価の価額」欄までについては，同一の不動産に関し当該不動産を現に使用している者と当該資金管理団体及びその代表者との関係が同一の関係にある者が複数いるときにあっては，一人ずつ行を分けて記載するものとし，その際，「使用者ごとの使用面積」欄については，各使用者の専有面積で按分するなどして，適宜記載すること。

ウ　「使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係」欄から「使用者ごとの使用の対価の価額」欄までについては，事務所の用に供している不動産の場合には記載を要しないこと。

エ　12月31日現在で資金管理団体として指定されていない場合又は同日において不動産を有していない場合には，この様式は記載を要しないこと。

(その19)

3　不動産の利用の現況

不動産の内訳			項目別区分	土地	
摘要	利用の現況				
	用途	事務所以外の用に供している場合			
		使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係	使用者ごとの用途	使用者ごとの使用面積	使用者ごとの使用の対価の価格
岡山市△区 ○○町××番地	事務所（事務所用の駐車場を含む。）				

(注１) 12月31日現在、資金管理団体として指定されている団体が対象になります。
(注２) (その18)の項目別区分(「土地」、「建物」又は「建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権」)ごとにそれぞれ別葉で作成してください。

(23)様式（その20）について

宣誓書は，会計責任者が記名押印又は署名すること。

また，政治団体の解散に伴い，収支報告書を提出する場合は，解散する年の最後の収支報告書にのみ，代表者も記名押印又は署名すること。

宣誓書の政治団体の名称，会計責任者の氏名及び代表者の氏名は，様式（その１）の表題部に記載したものと一致すること。

（その20）

宣　誓　書

添付書類（別添のとおり）

1　領収書等の写し
2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）※政党の支部は不要です。
3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和〇年×月△日

政治団体の名称　海　野　山　男　後　援　会

会計責任者の氏名　乙　野　二　郎　印

※会計責任者本人の署名の場合等は押印不要

解散に伴う収支報告の場合は，代表者の記名押印又は署名が必要

※解散する場合以外は、代表者の氏名は記入しないでください(通常は未記入となります。)。
※解散する場合であっても、解散する年の収支報告書にのみ、代表者の氏名等を記入してください。

代表者の氏名　海　野　山　男　印

※代表者本人の署名の場合等は押印不要

※解散の場合は、解散届も必要となります。

（備考）
1　会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
2　政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者本人及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

(24)　法第18条の２第１項の規定による政治団体について

ア　政治団体のうち法第18条の２第１項の規定による政治団体（以下「特定パーティー開催団体」という。）にあっては，報告書を提出する日現在で，当該特定パーティー開催団体の開催した政治資金パーティーに係る全ての収入（予定される収入を含む。）及び支出（予定される支出を含む。）の総額，項目別の金額，全ての収入の総額から全ての支出の総額を控除した金額及び上記に掲げる事項（これらの事項がないときは，その旨）を記載するものとし，予定される収入又は支出を記載する場合においては，当該収入又は支出が，予定される収入又は支出である旨を「備考」欄に記載すること。

イ　様式（その１）については次のように記載すること。

(ｱ)　「活動区域の区分」欄の中の「□」については，政治資金パーティーを開催する場所について，該当するものに「レ」を記入すること。

(ｲ)　特定パーティー開催団体が開催した政治資金パーティーの開催年月日を「令和　年分」欄の上部に「令和〇年〇月〇日開催パーティー分」というように記載すること。

(25)　この報告書を提出する際には，政党本部又は政治資金団体にあっては監査意見書及び領収書等の写し（当該領収書等を複写機によりＡ４サイズに複写したもの。以下同じ。）を，国会議員関係政治団体（当該年中において一部の期間のみ国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていたものを含む。）にあっては政治資金監査報告書及び領収書等の写しを※８，その他の政治団体にあっては領収書等の写しを提出すること。なお，領収書等の写しは，支出の項目ごとに分類して提出すること。

支出を証する領収書等の写しの提出が必要な支出は，政治団体において様式（その14）及び（その15）に支出の目的，金額，年月日，支出を受けた者の氏名等個別の記載を要するものである。

※８　令和８年分の収支報告書（解散分の収支報告書を除く。）からは代表者により交付された確認書も併せて提出すること。

(26)　第15号様式及び第16号様式について

慶弔費等のように社会通念上領収書等を徴し難い事情があった場合は，領収書等を徴し難かった支出の明細書を，金融機関への振込により支出した場合は，振込明細書に係る支出目的書及び振込明細書の写し（当該振込明細書を複写機によりＡ４サイズに複写したもの。以下同じ。）を提出すること。なお，振込明細書の写しは，支出の項目ごとに分類し，当該振込明細書に係る支出目的書と併せて提出すること。ただし，振込明細書に支出の目的が記載されている場合（会計責任者が当該振込明細書の余白に支出の目的を記載した場合を含む。）には，当該振込明細書に係る支出目的書の提出を要さないこと。

（参考）払込金受領証の取扱いについて

公共料金等を金融機関やコンビニエンスストアにおいて払込取扱票等を用いて支払った場合に，金融機関等から受領する書面（以下「払込金受領証」という。）については，まず，支出の目的，金額，年月日の記載の有無を確認してください。

支出の目的，金額，年月日が全て記載されている場合には，政治団体の会計責任者は当該払込金受領証の写しを収支報告書と併せて提出してください。

一方，払込金受領証には，支出の金額及び年月日は記載されているが，支出の目的が記載されていない場合があり，その場合には，受領印を確認し，支払った場所に応じて，以下の①，②のとおり当該書面の取扱いが異なることに留意が必要です。

①金融機関において支払った場合

金融機関が発行する払込金受領証で支出の目的が記載されていないものは，政治資金規正法上の振込明細書に該当します。

この場合において，会計責任者が当該払込金受領証の余白に支出の目的を追記するか，又は別葉で支出目的書を作成の上，当該払込金受領証の写しを提出してください。

②コンビニエンスストアなど金融機関以外で支払った場合

コンビニエンスストア等が発行する払込金受領証で支出の目的が記載されていないものは，政治資金規正法上の領収書等には該当しません。また，金融機関が発行したものではないことから，振込明細書にも該当しません。

コンビニエンスストアで支払う場合は，定型の様式による収納代行であり，払込金受領証に代えて支出の目的が記載された領収書が発行されることは商慣習上困難であることから，一般的に領収書等を徴し難かった支出の明細書を作成し，提出してください。

第15号様式（第９条関係）

領収書等を徴し難かった支出の明細書

支出の目的		金額	年月日			領収書等を徴し難かった事情
項目	摘要					
組織活動費	電話料金	百万 5 千 0 0 0 0 円	令和 ☆	6	15	口座振替のため。
その他の経費	金銭以外のものによる寄附相当分	7 0 0 0 0	☆	10	4	無償提供のため。

政治団体の名称　海野山男後援会

会計責任者の氏名　乙野二郎　乙野

（備考）

1　「項目」欄には、(その14)・(その15)の「項目別区分」を記載してください。　例：組織活動費、宣伝事業費、寄附・交付金など

2　「摘要」欄には、(その14)・(その15)の「支出の目的」を記載してください。　例：会場借上費、複写機リース費など

3　会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

第16号様式(第9条関係)

振込明細書に係る支出目的書

支　出　の　目　的	
項　目	摘　要
組織活動費	会場借上費

政治団体の名称　海 野 山 男 後 援 会

(備考)

1 「支出の項目」欄には、(その14)・(その15)の「項目別区分」を記載してください。
　例:組織活動費、宣伝事業費など
2 「摘要」欄には、(その14)・(その15)の「支出の目的」を記載してください。
　例:会場借上費、複写機リース費など
3 支出の目的ごとに別葉としてください。
4 支出の目的に対応する振込明細書の写し(当該振込明細書を複写機により複写したものに限る。)と併せて提出してください。

（　参　考　）

（参考１） 収入・支出項目の分類基準表

収　入

項　　目		内　　容
1	個人の負担する党費又は会費	個人が負担する党費又は会費（規約等で定めている金額）の合計金額及び納入した者の実人員 なお，「法人その他の団体」からのものは「寄附」となる。
2 寄附	(1) 個人	個人からの寄附
	(2) 法人その他の団体	法人その他の団体からの寄附 法人その他の団体が負担する党費又は会費を含む。
	(3) 政治団体	設立届出のある政治団体からの寄附
	(4) 政党匿名寄附	政党又は政治資金団体が，街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において受けた１件当たり1,000円以下の寄附
3	機関紙誌の発行その他の事業による収入	機関紙や機関雑誌の発行収入，政治資金パーティー開催収入，催物の事業収入，会合等での臨時会費や新年会・忘年会の会費収入 具体的には「○○機関紙」・「○○政治資金パーティー開催事業」・「○○講演会会費」等細分の上記載する。
4	借入金	個人，金融機関等からの借入金
5	本部又は支部から供与された交付金に係る収入	本部から支部への交付金，支部から本部への交付金又は支部間の交付金の額
6	その他の収入	預金利子等，上記以外の収入

支　出

項　　目		小分類費目例	内　　容
1 経常経費	(1) 人件費		政治団体の職員（機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く。）に支払われる給料，報酬，扶養手当・通勤手当・住居手当その他の諸手当の類及び健康保険料・労働保険料その他の各種保険料の類をいう。
	(2) 光熱水費		電気，ガス，水道の使用料及びこれらの計器使用料等をいう。
	(3) 備品・消耗品費		机，椅子，ロッカー，複写機，自動車（事務所用に限る。）等の備品の類及び事務用用紙，封筒，新聞，雑誌，ガソリン等の消耗品の類の購入費をいう。
	(4) 事務所費		事務所の借料損料（地代，家賃），公租公課，火災保険料等の各種保険料，電話使用料，切手購入費，修繕料その他これらに類する経費で事務所の維持に通常必要とされるものをいう。

支　出（続き）

項　　目			小分類費目例	内　　容
２　政治活動費	(1) 組織活動費		大会費，行事費，組織対策費，渉外費，交際費	当該政治団体の組織活動に要する経費（選挙に関するものを除く。）で，例えば，大会費，行事費，組織対策費，渉外費，交際費の類をいう。
	(2) 選挙関係費		公認推薦料，陣中見舞，選挙対策費	選挙に関して支出される経費で，例えば，公認推薦料，陣中見舞その他選挙に関して行われる政治活動に要する経費の類をいう。
	(3) 機関紙その他の事業費	ア 機関紙誌の発行事業費	給与，材料費，印刷費，荷造発送費，原稿料	機関紙誌の発行事業に従事する者に支払われる給与，材料費，印刷費，荷造発送費，原稿料その他機関紙誌の発行に要する経費をいう。
		イ 宣伝事業費	遊説費，新聞・ラジオ・テレビの広告料，ポスター・ビラ・パンフレットの作成費，宣伝用自動車の購入・維持費	機関紙誌の発行以外の政策普及宣伝に要する経費（選挙に関するものを除く。）で，例えば，遊説費，新聞・ラジオ・テレビの広告料，ポスター・ビラ・パンフレットの作成費，宣伝用自動車の購入・維持費の類をいう。
		ウ 政治資金パーティー開催事業費	会場借上費，記念品代，講演諸経費	政治資金パーティーの開催に要する費用で，例えば，会場借上費，記念品代，講演諸経費の類をいう。
		エ その他の事業費	新年会開催費，講演開催費，バザー開催費，バス旅行開催費	上記ア～ウ以外の諸事業に要する経費をいう。
	(4) 調査研究費		研修会費，資料費，書籍購入費，翻訳代	政治活動のために行う調査研究に要する経費で，例えば，研修会費，資料費，書籍購入費，翻訳代の類をいう。
	(5) 寄附・交付金		寄附金，賛助金，支部交付金，負担金	政治活動に関する寄附，賛助金，当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金，負担金の類をいう。 ※選挙に関して支出される経費は(2)の選挙関係費である。
	(6) その他の経費		借入金返済，貸付金	借入金返済，貸付金等上記(1)～(5)に分類できない政治活動に要する経費をいい，５万円未満（国会議員関係政治団体にあっては１万円以下）をまとめた「その他の支出」ではない。

(1) 政治活動費（資金管理団体にあっては，資金管理団体として指定されていた期間（国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間を除く。）に行った支出又は国会議員関係政治団体にあっては，国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち人件費を除く経常経費及び政治活動費をいう。以下同じ。）は１件当たりの金額（数回にわたってされたときは，その合計金額）が，資金管理団体として指定されていた期間に行った支出にあっては５万円以上の支出について，国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては１万円を超える支出（１万１円以上）について，その支出を受けた者の氏名及び住所（団体にあっては，その名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該支出の目的，金額及び年月日を記載すること。

(2) 上記(1)により個別に記載を要する支出については，上記の例示（区分）により，項目別区分欄に「光熱水費」「組織活動費（大会費）」というように小分類し，それぞれ別葉とする。

(3) 収支報告書を提出する際には，上記(1)により個別に記載を要する支出についての領収書等の写しを支出項目順に綴じ，収支報告書とは別にして１部提出する（上記(1)により個別に記載を要する５万円以上の支出（国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては１万円を超える支出（１万１円以上））については全て必要。）こと。

支出項目の区分の分類について

１．支出項目の区分の分類基準

○支出項目の区分の分類については、政治資金規正法施行規則において定められており、経常経費として人件費、光熱水費、備品・消耗品費、事務所費に、政治活動費として組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附・交付金、その他の経費に分類することとされている。

○政治資金規正法施行規則においては、各支出項目について、例示も含め、別紙のとおり分類基準が示されている。

２．支出項目の区分の分類に当たっての基本的考え方

○政治団体の会計責任者等は、物品やサービスがどのような目的で必要なのかを把握し、分類基準に従い、支出の目的に応じた支出項目に分類する。支出により得た物品やサービスが外形的に同じものであったとしても、当該物品やサービスがどのような目的で必要であったか等により経常経費と政治活動費の区分を含め分類される項目は異なることに留意する必要がある。

○支出項目の区分の分類に当たっては、まずは、経常経費と政治活動費のいずれに当てはまるのかを区分する。

経 常 経 費：政治団体が団体として存続していくために恒常的に必要な経費

政治活動費：政治上の主義、施策の推進等や公職の候補者の推薦等の政治活動を行っていくための活動に要する経費

○経常経費に区分すべきもののうち、人件費、光熱水費及び備品・消耗品費に区分しがたいものについては、すべて事務所費に分類することとなる。したがって、事務所費には、事務所の借料損料（地代、家賃）等に限らず、政治団体が団体として存続していくために恒常的に必要な管理運営的経費も計上することとなる。

○複数の支出の目的を有し、支出の目的に応じて分類することが事実上困難な経費については、便宜上、複数の支出の目的のうち、主たる目的と判断される支出項目に一括して計上することとして差し支えない。

○その他の経費には、組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附・交付金以外のもので経常経費にも属さない一切の経費が該当する。

３．Ｑ＆Ａ（政治団体から疑義が寄せられたもの）

○以下は、支出項目の区分の分類について、政治団体から疑義が寄せられたものについて、標準的な分類例を示したものである。
○支出項目の区分の分類については、政治団体の判断により、支出の目的に応じて分類すべきものであり、以下の標準的な分類例以外の分類が認められないものではない。

番号	質　　問	回　　答
1	人件費にはどこまでの範囲の経費を計上できるのか。	人件費に計上すべき支出は、政治団体の職員（機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く。）に支払われる給料、報酬、扶養手当・通勤手当・住居手当その他の諸手当の類及び健康保険料・労働保険料その他の各種保険料の類であり、基本的には賃金台帳に記載されるものと政治団体が使用者として負担する社会保険料等が該当する。
2	政治団体の職員の福利厚生費はどの項目に分類すべきか。	手当として政治団体の職員個人に支出するものは人件費に計上し、例えば事務所における飲食に要した経費など手当以外のものについては、すべて事務所費に計上する。
3	法人向け文具配送サービスなど、支出項目が異なる物品が一括して請求される場合はどのように計上すべきか。	物品ごとに支出の目的に応じたそれぞれの支出項目に分類の上、計上する必要がある。 なお、領収書等の取扱いについては領収書等に内訳等の必要事項を付記し、必要枚数複写し、保管する方法がある。
4	駐車場代やガソリン代等支出の目的に応じて分類することが困難な場合はどうしたらよいか。	支出の目的に応じて分類することが事実上困難な場合は、ガソリン代であれば備品・消耗品費に、駐車場代であれば事務所費に一括して計上することとして差し支えない。 なお、利用実態に応じて政治活動費のいずれかの項目に一括計上することも可能。
5	レタックス、インターネット回線料などの通信費はどの項目に分類すべきか。	支出の目的に応じて分類することが事実上困難な場合は、事務所費に一括して計上することとして差し支えない。 なお、利用実態に応じて政治活動費のいずれかの項目に一括計上することも可能。
6	旅費や交通費はどの項目に分類すべきか。	支出の目的に応じ、事務所費又は政治活動費のいずれかの項目に分類する。
7	高速道路等通行料はどの項目に分類すべきか。	支出の目的に応じ、事務所費又は政治活動費のいずれかの項目に分類する。
8	ごみ処理費はどの項目に分類すべきか。	事務所費に分類する。

9	登録政治資金監査人に対する監査報酬はどの項目に分類すべきか。	事務所費に分類する。
10	弁護士や公認会計士に対する顧問料はどの項目に分類すべきか。	事務所費に分類する。
11	研修講師への謝礼はどの項目に分類すべきか。	支出の目的に応じ、事務所費又は政治活動費のいずれかの項目に分類する。
12	雇用関係にない者に対する支出はどの項目に分類すべきか。	雇用関係にない者としていかなる者を想定しているのかが必ずしも明らかではないが、例えばインターンやボランティアに対する支出であれば、支出の目的に応じ、事務所費又は政治活動費のいずれかの項目に分類する。
13	印鑑や名刺の作成費はどの項目に分類すべきか。	支出の目的に応じ、備品・消耗品費又は政治活動費のいずれかの項目に分類する。
14	水道の浄水器はどの項目に分類すべきか。	備品・消耗品費に分類する。
15	政治団体職員のための寮としてアパートを賃借している場合はどの項目に分類すべきか。	政治団体がアパートを借り上げて賃料を支払っている場合は事務所費に分類する。 なお、職員に対し住宅手当として支払っている場合には人件費に計上する。
16	政治家の政治資金パーティーの会費はどの項目に分類すべきか。	組織活動費の渉外費に分類する。
17	各種団体の年会費はどの項目に分類すべきか。	組織活動費の渉外費に分類する。 なお、当該団体への加入目的が調査研究目的に限定されている場合には調査研究費に計上することも考えられる。
18	慶弔費はどの項目に分類すべきか。	組織活動費の交際費に分類する。
19	ＯＡ機器等に係る経費はどの項目に分類すべきか。	ＯＡ機器等の購入費であれば、備品・消耗品費に分類する。 なお、ＯＡ機器等のリース料であれば、事 務所費に計上することも考えられる。
20	事務所用として日常的に使用している自動車に係る経費（ガソリン代、自動車税、各種保険料等）はどの項目に分類すべきか。	事務所費に分類する。
21	街宣車に係る経費（ガソリン代、自動車税、各種保険料等）はどの項目に分類すべきか。	街宣車の場合は使用の目的が限定されるため、機関紙誌の発行その他の事業費の宣伝事業費に分類する。
22	振込手数料はどの項目に分類すべきか。	振込の目的に応じて分類する。ただし、目的ごとに分類することが困難な場合は事務所費に一括計上することも可能。
23	パソコンソフト等に係る経費はどの項目に分類すべきか。	パソコンソフト等の購入費であれば、備品・消耗品費に分類する。 なお、パソコンソフト等をダウンロードにより購入した場合は、事務所費に計上することも考えられる。

（参考２） 会計帳簿の備付け及び記載

政治団体の会計責任者は，会計帳簿を備えなければなりませんが，帳簿の記載にあっては以下を参照してください。

① 収 入 簿

ア 収入簿には，全ての収入を記載すること。なお，適宜，分冊して作成し，又は，補助簿，日計表の類を使用しても差し支えないこと。

イ 収入とは，金銭，物品，不動産その他の財産上の利益の収受で，法第８条の３各号に掲げる方法による運用のために供与し，又は交付した金銭及び有価証券の当該運用に係る当該金銭等に相当する金銭等の収受以外のものをいう。なお，金銭以外の財産上の利益にあっては，これを時価に見積もった金額を記載するものとし，その根拠を「備考」欄に，例えば次のように記載すること。

例 宅地50㎡×５万円／㎡＝250万円

ウ 全ての収入は，個人が負担する党費又は会費，寄附（法人その他の団体が負担する党費又は会費を含む。以下同じ。），機関紙誌の発行その他の事業による収入，借入金，本部又は支部から供与された交付金に係る収入及びその他の収入に分類して記載すること。

エ 個人が負担する党費又は会費については，その件数，金額及び納入年月日を記載するものとし，その件数は，「摘要」欄に「甲他何名分」というように記載すること。

オ 寄附（政党匿名寄附（寄附のうち，法第22条の６第２項に規定する政党又は政治資金団体が街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場で受ける匿名の寄附で１件当たりの金額が千円以下のものをいう。以下同じ。）を除く。以下キを除き，①において同じ。）については，その寄附をした者の氏名，住所及び職業（団体にあっては，その名称，主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下カにおいて同じ。），当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社（法第22条の５第１項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。(ｲ)において同じ。）（※令和９年１月１日より，上場・外資50%超会社は特例上場日本法人（法第22条の５第２項に規定する特例上場日本法人をいう。）に置き換わる。）であるときはその旨を，寄附者が国会議員関係政治団体であるときはその旨（寄附を受けた者が国会議員関係政治団体，政党又は政治資金団体である場合を除く。）を併せて記載すること。

なお，記載に当たっては，当該寄附を「個人からの寄附」，「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に区分し，寄附者別に次の例により記載すること。

また，本部又は支部から供与された交付金に係る収入は，寄附には該当しないため，「政治団体からの寄附」に含めないこと。

(ｱ) 個人からの寄附にあっては，寄附者の氏名を「摘要」欄に「甲野一郎」というように記載し，寄附者の住所及び職業を「備考」欄に「岡山市△区○○１番１号××アパート□□号室（会社役員）」というように記載すること。

なお，特定寄附（法第19条の４に規定する寄附をいう。以下同じ。）については，個人からの寄附の項目に記載するものとし，例えば，甲野一郎が資金管理団体の届出をした者である場合には，「摘要」欄に「㊨ 甲野一郎」というように記載すること。なお，国会議員関係政治団体以外の政治団体（政党及び政治資金団体を除く。）にあっては，国会議員関係政治団体からの寄附については，「備考」欄に「国会議員関係政治団体」というように記載すること。

(ｲ) 法人その他の団体からの寄附については，寄附者の名称を「摘要」欄に「ＡＢＣ工業（株）」，「○○協会」というように記載し，寄附者の主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を「備考」欄に「倉敷市○○１１００（甲野一郎）」というように記載すること。

なお，上場・外資50%超会社からの寄附については，「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。（※令和９年１月１日より，上場・外資50%超会社は特例上場日本法人（法第22条の５第２項に規定する特例上場日本法人をいう。）に置き換わる。）

(ｳ) 政治団体からの寄附については，寄附者の名称を「摘要」欄に「Ａ政治連盟」というように記載し，寄附者の主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を「備考」欄に「広島県福山市○○１２３４（山川次郎）」というように記載すること。

カ　寄附のうち，寄附のあっせんをされたものについては，寄附のあっせんをした者の氏名，住所及び職業並びに当該寄附のあっせんに係る寄附の金額，これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日を記載するものとし，記載の要領は，寄附のあっせん者の氏名を「摘要」欄に記載し，住所及び職業並びに寄附を集めた期間を「備考」欄に記載すること。

キ　政党匿名寄附については，同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに，その金額の合計額並びに当該年月日及び場所を記載するものとし，当該場所を「備考」欄に「岡山市△区○○町岡山駅前街頭」というように記載すること。

ク　機関紙誌の発行その他の事業による収入にあっては，その事業の種類並びに当該種類ごとの金額及び収入年月日を記載するものとし，記載の要領は，機関紙誌の発行事業及び政治資金パーティー開催事業にあっては，事業の種類を「摘要」欄に「○○機関紙」，「○○政治資金パーティー開催事業」というように細分した上で記載し，その他の事業にあっては，当該事業の内容を具体的に記載すること。また，政治資金パーティー開催事業について，他の政治団体と共同で開催した場合にあっては，その旨及び当該他の政治団体の名称を備考欄に記載すること。そして、オンラインセミナー等，ホテル等に人を集めずオンラインで開催するものは，政治資金パーティーに該当しないと考えられるが，対価を徴収して実施するのであれば，機関紙誌の発行その他の事業にあたると考えられるため，政治資金パーティー以外の事業として記載すること。なお，政治資金パーティー開催事業の対価に係る収入の内訳を次により記載すること。

(ｱ) 政治資金パーティーの対価に係る収入については，政治資金パーティーごとに，その名称，開催年月日，開催場所及び対価に係る収入の金額並びに対価の支払をした者の氏名，住所及び職業（対価の支払をした者が団体である場合には，その名称，主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。(ｲ)において同じ。）並びに当該対価の支払に係る収入の金額及び年月日を記載すること。なお，当該対価の支払を「個人からの対価の支払」，「法人その他の団体からの対価の支払」又は「政治団体からの対価の支払」に区分し，対価の支払者別に次の例により記載すること。

a　個人からの対価の支払にあっては，対価の支払をした者の氏名を「摘要」欄に「甲野一郎」というように記載し，対価の支払をした者の住所及び職業を「備考」欄に「岡山市△区○○町１番１号××アパート□□号室（会社役員）」というように記載すること。

b　法人その他の団体からの対価の支払については，対価の支払をした者の名称を「摘要」欄に「甲株式会社（乙支店）」，「丙労働組合」というように記載し，対価の支払をした者の主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を「備考」欄に「岡山市△区○○町１番１号（甲野一郎）」というように記載すること。

c　政治団体からの対価の支払については，対価の支払をした者の名称を「摘要」欄に「甲党（岡山県支部）」というように記載し，対価の支払をした者の主たる事務所の所在地及

び代表者の氏名を「備考」欄に「岡山市△区○○町１番１号（甲野一郎）」というように記載すること。

(ｲ) 政治資金パーティーの対価に係る収入のうち，対価の支払のあっせんをされたものについては，政治資金パーティーごとに，対価の支払のあっせんをした者の氏名，住所及び職業並びに当該対価の支払のあっせんに係る収入の金額，これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日を記載するものとし，記載の要領は，対価の支払のあっせん者の氏名を「摘要」欄に記載し，住所及び職業並びに対価の支払を集めた期間を「備考」欄に記載すること。

ケ　借入金については，その借入先，当該借入先ごとの金額及び借入年月日を記載するものとし，借入先を「摘要」欄に「甲銀行（乙支店）」というように記載すること。

コ　当該政治団体の本部又は支部から供与された交付金に係る収入については，その本部又は支部の名称並びに当該交付金の金額及び供与を受けた年月日を記載するものとし，その本部又は支部の名称を「摘要」欄に「甲党乙支部」というように記載し，その本部又は支部の主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を「備考」欄に「岡山市△区○○町１番１号（甲野一郎）」というように記載すること。

サ　その他の収入については，その基因となった事実並びにその金額及び年月日を記載するものとし，その収入の基因となった事実を「摘要」欄に「甲銀行預金利子」，「乙発行債券譲渡益」，「金銭信託（丙信託銀行）運用益」というように記載すること。

シ　収入簿は，毎年12月31日（解散等の場合には，その日）現在で締め切り，会計責任者において署名押印すること。

ス　上記に掲げる事項以外の事項で会計責任者において必要と認めるものは，適宜，記載することができるものであること。

②支　出　簿

ア　支出簿には，全ての支出（当該政治団体のためにその代表者又は会計責任者と意思を通じてされた支出を含む。）を記載すること。なお，適宜，分冊して作成し，又は，補助簿，日計表の類を使用しても差し支えないこと。

イ　支出とは，金銭，物品，不動産その他の財産上の利益の供与又は交付で，法第８条の３各号に掲げる方法による運用のためにする金銭及び有価証券の供与又は交付以外のものをいう。なお，金銭以外の財産上の利益にあっては，これを時価に見積もった金額を記載するものとし，その根拠を「備考」欄に記載すること。

ウ　全ての支出は，経常経費及び政治活動費に分類し，さらに経常経費にあっては，人件費，光熱水費，備品・消耗品費及び事務所費に分類し，政治活動費にあっては，組織活動費，選挙関係費，機関紙誌の発行その他の事業費，調査研究費，寄附・交付金及びその他の経費に分類して記載すること。

エ　全ての支出は，支出を受けた者の氏名（団体にあっては，その名称）を「支出を受けた者の氏名」欄に「甲野一郎」（団体にあっては，「乙製本株式会社（丙支店）」（当該政治団体の本部又は支部に対して交付金を供与した場合には「㊎　甲党乙支部」））というように記載し，支出を受けた者の住所（団体にあっては，その主たる事務所の所在地）を「備考」欄に「岡山市△区○○町１番１号」というように記載すること。

オ　経常経費に係る支出は，次の分類基準により，当該項目ごとに，支出を受けた者の氏名及び住所（団体にあっては，その名称及び主たる事務所の所在地）並びにその支出の目的，金額及び年月日を記載すること。

(ｱ) 人　件　費　政治団体の職員（機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く。）に支払われる給料，報酬，扶養手当・通勤手当・住居手当その他の諸手当の類及び健康保険料・労働保険料その他の各種保険料の類をいう。

(ｲ) 光 熱 水 費　電気，ガス，水道の使用料及びこれらの計器使用料等をいう。

(ｳ) 備品・消耗品費　机，椅子，ロッカー，複写機，自動車（事務所用に限る。）等の備品の類及び事務用用紙，封筒，新聞，雑誌，ガソリン等の消耗品の類の購入費をいう。

(ｴ) 事 務 所 費　事務所の借料損料（地代，家賃），公租公課，火災保険料等の各種保険料，電話使用料，切手購入費，修繕料その他これらに類する経費で事務所の維持に通常必要とされるものをいう。

カ　政治活動費に係る支出は，次の分類基準により，当該項目ごとに，支出を受けた者の氏名及び住所（団体にあっては，その名称及び主たる事務所の所在地）並びにその支出の目的，金額及び年月日を記載すること。

(ｱ) 組織活動費　当該政治団体の組織活動に要する経費（選挙に関するものを除く。）で，例えば，大会費，行事費，組織対策費，渉外費，交際費の類をいう。

(ｲ) 選挙関係費　選挙に関して支出される経費で，例えば，公認推薦料，陣中見舞その他選挙に関して行われる政治活動に要する経費の類をいう。

(ｳ) 機関紙誌の発行その他の事業費

a　機関紙誌の発行事業費　機関紙誌の発行事業に従事する者に支払われる給与，材料費，印刷費，荷造発送費，原稿料その他機関紙誌の発行に要する経費をいう。

b　宣伝事業費　機関紙誌の発行以外の政策の普及宣伝に要する経費（選挙に関するものを除く。）で，例えば，遊説費，新聞・ラジオ・テレビの広告料，ポスター・ビラ・パンフレットの作成費，宣伝用自動車の購入・維持費の類をいう。

c　政 治 資 金パーティー開催事業費　政治資金パーティーの開催に要する費用で，例えば，会場借上費，記念品代，講演諸経費の類をいう。

d　その他の事業費　上記のａからｃまで以外の諸事業に要する経費をいう。

(ｴ) 調査研究費　政治活動のために行う調査研究に要する経費で，例えば，研修会費，資料費，書籍購入費，翻訳代の類をいう。

(ｵ) 寄附・交付金　政治活動に関する寄附，賛助金，当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金，負担金の類をいう。

(ｶ) その他の経費　その他上記以外の政治活動に要する経費をいう。

キ　支出簿は，毎年12月31日（解散等の場合には，その日）現在で締め切り，会計責任者において署名押印すること。

ク　上記に掲げる事項以外の事項で会計責任者において必要と認めるものは，適宜，記載することができるものであること。

③　運　用　簿

ア　運用簿には，法第８条の３各号に掲げる方法による運用に関する事項を記載すること。なお，適宜，分冊して作成し，又は，補助簿，日計表の類を使用しても差し支えないこと。

イ　運用とは，金銭等を法第８条の３各号に掲げる方法により他の財産の形態に変えることをいう。

ウ　預入れ等に係る事項とは，預金（普通預金及び当座預金を除く。以下同じ。）又は貯金（普

通貯金を除く。以下同じ。）の銀行その他の金融機関への預入れに係る事項，国債証券等（国債証券，地方債証券，政府保証債券（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）又は銀行，農林中央金庫，株式会社商工組合中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券をいう。以下同じ。）の取得に係る事項及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の認可を受けた金融機関への金銭信託（元本補填の契約のあるものに限る。以下同じ。）に係る事項をいう。

エ　払戻し等に係る事項とは，預け入れた預金又は貯金の払戻しに係る事項，取得した国債証券等の譲渡又は償還に係る事項及び信託した金銭信託の信託終了に係る事項をいう。

オ　収入金額とは，払戻し等に係る金銭等の金額から預入れ等に係る金銭等の金額を差し引いた金額をいう。

カ　預金又は貯金については，これを預け入れたときは当該預金又は貯金の種類，預け入れた金融機関の名称及び所在地並びに預入れの金額及び年月日を記載するものとし，記載の要領は，当該預金又は貯金の種類を「摘要」欄に「定期預金（１年）」というように記載し，金融機関の名称及び所在地を「備考」欄に「甲銀行（乙支店），岡山市△区○○町１番１号」というように記載すること。また，これの払戻しを受けたときは当該預金又は貯金の種類，払戻しを受けた金融機関の名称及び所在地並びに払戻しの金額，預入れの金額，収入金額及び年月日を記載するものとし，記載の要領は，当該預金又は貯金の種類を「摘要」欄に「定期預金（１年）」というように記載し，金融機関の名称及び所在地を「備考」欄に「甲銀行（乙支店），岡山市△区○○町１番１号」というように記載すること。

キ　国債証券等については，これを取得したときは当該国債証券等の種類及び銘柄，取得先の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに取得の価額及び年月日を記載するものとし，記載の要領は，当該国債証券等の種類及び銘柄を「摘要」欄に「長期国債（10年）」というように記載し，取得先の氏名又は名称及び住所又は所在地を「備考」欄に「甲野一郎，岡山市△区○○町１番１号」，「甲銀行（乙支店），岡山市△区○○町１番１号」というように記載すること。また，これを譲渡し，又は償還を受けたときは当該国債証券等の種類及び銘柄，譲渡先の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに譲渡の価額，取得の金額，収入金額及び年月日又は償還を受けた価額，取得の金額，収入金額及び年月日を記載するものとし，記載の要領は，当該国債証券等の種類及び銘柄を「摘要」欄に「長期国債（10年）」というように記載し，譲渡先の氏名又は名称及び住所又は所在地を「備考」欄に「甲野一郎，岡山市△区○○町１番１号」，「甲銀行（乙支店），岡山市△区○○町１番１号」というように記載すること。

ク　金銭信託については，これを信託したときは当該金銭信託の受託者の名称及び所在地，信託した金銭の額並びに信託の設定年月日，期間及び種類を記載するものとし，記載の要領は，当該金銭信託の種類及び期間を「摘要」欄に「商品名（○年）」というように記載し，受託者の名称及び所在地を「備考」欄に「甲信託銀行（乙支店），岡山市△区□□町１番１号」というように記載すること。また，これが終了したときは当該金銭信託の受託者の名称及び所在地，委託者に帰属した金銭の額，信託した金銭の額及び収入金額並びに信託の終了年月日，期間及び種類を記載するものとし，記載の要領は，当該金銭信託の種類及び期間を「摘要」欄に「商品名（○年）」というように記載し，受託者の名称及び所在地を「備考」欄に「甲信託銀行（乙支店），岡山市△区□□町１番１号」というように記載すること。

ケ　運用簿は，毎年12月31日（解散等の場合は，その日）現在で締め切り，会計責任者において署名押印すること。

コ　上記に掲げる事項以外の事項で会計責任者において必要と認めるものは，適宜，記載するこ

とができるものであること。

④　会計帳簿，明細書，領収書等及び振込明細書は，収支報告書の要旨が公表されてから３年間保存しなければならない。

また，法第22条の５第２項の規定による通知を上場・外資50%超会社から受けたときも同様に３年間保存しなければならない。

① 会 計 帳 簿 の 記 載 例

1 収 入 簿

項　　目	摘　要	金　額	年月日	備　考
1　個人の負担する党費又は会費	1　何々 2　何々 …… 合　計			
2の1　寄附（政党匿名寄附を除く。） (1) 個人からの寄附	1　何々 2　何々 …… 小　計			
(2) 法人その他の団体からの寄附	1　何々 2　何々 …… 小　計			
(3) 政治団体からの寄附	1　何々 2　何々 …… 小　計 合　計			
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの） (1) 個人によるもの	1　何々 2　何々 …… 小　計			
(2) 法人その他の団体によるもの	1　何々 2　何々 …… 小　計			
(3) 政治団体によるもの	1　何々 2　何々 …… 小　計 (合　計)			

項　　目	摘　要	金　額	年月日	備　考
２の２　政党匿名寄附	１　何々 ２　何々 …… 合　計			
３　機関紙誌の発行その他の事業による収入 (1) 機関紙誌の発行事業	１　何々 ２　何々 …… 小　計			
(2) 政治資金パーティー開催事業	１　何々 ２　何々 …… 小　計			
政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳	(1) 何々			
ア　個人からの対価の支払	①　何々 ②　何々 ……			
イ　法人その他の団体からの対価の支払	①　何々 ②　何々 ……			
ウ　政治団体からの対価の支払	①　何々 ②　何々 …… 計			
政治資金パーティーの対価に係る収入のうち対価の支払のあっせんによるものの内訳				
ア　個人によるもの	①　何々 ②　何々 ……			

項　　目	摘　要	金　額	年月日	備　考
イ　法人その他の団体によるもの	①　何々 ②　何々 …… ウ　政治団体によるもの ①　何々 ②　何々 …… (内訳の計) (2)　何々 …… (内訳の計)			
(3) その他の事業	1　何々 2　何々 …… 小　計 合　計			
4　借入金	1　何々 2　何々 …… 合　計			
5　本部又は支部から供与された交付金に係る収入	1　何々 2　何々 …… 合　計			
6　その他の収入	1　何々 2　何々 …… 合　計			
収　入　の　総　額			―	―

2　支　出　簿

支出の目的		金　額	年月日	支出を受けた者の氏名	備　考
項　　目	摘　要				
1　経常経費					
(1) 人件費					
	1　何々				
	2　何々				
	……				
	合　計				
(2) 光熱水費					
	1　何々				
	2　何々				
	……				
	合　計				
(3) 備品・消耗品費					
	1　何々				
	2　何々				
	……				
	合　計				
(4) 事務所費					
	1　何々				
	2　何々				
	……				
	合　計				
	総　計				
2　政治活動費					
(1) 組織活動費					
	1　何々				
	2　何々				
	……				
	合　計				
(2) 選挙関係費					
	1　何々				
	2　何々				
	……				
	合　計				
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費					
ア　機関紙誌の発行事業費					
	1　何々				
	2　何々				
	……				
	小　計				

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
イ　宣伝事業費					
	1　何々				
	2　何々				
	……				
	小　計				
ウ　政治資金パーティー開催事業費					
	1　何々				
	2　何々				
	……				
	小　計				
エ　その他の事業費					
	1　何々				
	2　何々				
	……				
	小　計				
	合　計				
(4) 調査研究費					
	1　何々				
	2　何々				
	……				
	合　計				
(5) 寄附・交付金					
	1　何々				
	2　何々				
	……				
	合　計				
(6) その他の経費					
	1　何々				
	2　何々				
	……				
	合　計				
	総　計				
支出の総額			―	―	―

3　運　用　簿

運　用　の　目　的		預入れ等に係る事項		払戻し等に係る事項				備考
項　　目	摘　要	金額	年月日	金額 (a)	預入れ等に係る金銭等の金額 (b)	収入金額 (a)－(b)	年月日	
1　預金又は貯金								
	1　何々							
	2　何々							
	……							
2　国債証券等								
	1　何々							
	2　何々							
	……							
3　金銭信託								
	1　何々							
	2　何々							
	……							

（参考３） 政治資金規正法のあらまし（総務省自治行政局選挙部政治資金課）

（令和７年１月）

Ⅴ．寄附の制限

１．会社等のする寄附の制限

政治団体を除く会社・労働組合等の団体は、政党本部・政党の支部（１以上の市区町村の区域又は選挙区の区域を単位として設けられる支部に限る。）及び政治資金団体以外の者に対しては、政治活動に関する寄附をしてはいけません。

また、これに違反する寄附をすることを勧誘し又は要求してはいけません。

２．公職の候補者の政治活動に関する寄附の制限

何人も、公職の候補者個人の政治活動（選挙運動を除く。）に関して金銭及び有価証券による寄附をしてはいけません。ただし、政治団体に対する寄附は認められています。

※政党がする寄附は、令和８年１２月３１日まで認められています。

３．寄附の量的制限

寄附の量的制限とは、政治活動に関して一の寄附者が年間に寄附することのできる金額についての制限で、寄附の総額の制限（総枠制限）と同一の受領者に対する寄附額の制限（個別制限）があります（１８、１９ページの図及び別表１参照）。

なお、金銭以外の財産上の利益については時価に見積もった金額により制限の対象となること、制限の対象となる政治団体については本部・支部を通じて一体であることに注意が必要です。

［総枠制限］一の寄附者ができる寄附の年間限度額

○政党・政治資金団体に対するもの
　個人：２，０００万円まで
　会社、労働組合等：７５０万円～１億円まで
　（資本金の額、組合員数等により異なる（別表２参照））
○その他の政治団体・公職の候補者個人に対するもの
　個人：１，０００万円まで
　会社、労働組合等：禁止

［個別制限］一の寄附者から同一の受領者への寄附の年間限度額

○個人がその他の政治団体及び公職の候補者個人に対してする寄附は、１５０万円まで
○その他の政治団体間でなされる寄附は、５，０００万円まで

［資金管理団体に対する寄附の特例］

資金管理団体に対する寄附については、下記のとおり量的制限等の特例があります。

① 公職の候補者が、その者が公職の候補者である間に政党から受けた政治活動に関する寄附に係る金銭等の全部又は一部に相当する金銭等により自らの資金管理団体に対してする寄附（特定寄附）については、総枠制限及び個別制限の適用がありません。

② 公職の候補者が自らの資金管理団体に対してする特定寄附以外の寄附（歳費等の自己資金による寄附）については、個別制限の適用がないので、総枠制限（１，０００万円）の範囲内において寄附することができます。

③ 公職の候補者は、公職選挙法の規定により、選挙前一定期間、自己の後援団体に寄附することが禁止されますが、自らの資金管理団体に対しては寄附することができます。

４．寄附の質的制限

寄附の質的制限とは、特定の者からの寄附に関する規制で、下記の寄附が禁止されています。

（１）一定の補助金等を受けている会社その他の法人がする寄附

① 国から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの及び政党交付金を除く。）の交付の決定を受けた会社その他の法人は、その交付の決定の通知を受けた日から１年を経過する日までの間、政党又は政治資金団体に対して寄附をすることはできません。

② 国から資本金、基本金その他これらに準ずるものの全部又は一部の出資又は拠出を受けている会社その他の法人は、政党又は政治資金団体に対して寄附をすることはできません。

③ 地方公共団体から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないものを除く。）の交付の決定を受けた会社その他の法人は、その交付の決定の通知を受けた日から１年を経過する日までの間、その地方公共団体の議会の議員若しくは長に係る公職の候補者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対する政党又は政治資金団体に対して寄附をすることはできません。

④ 地方公共団体から資本金、基本金その他これらに準ずるものの全部又は一部の出資又は拠出を受けている会社その他の法人は、その地方公共団体の議会の議員若しくは長に係る公職の候補者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対する政党又は政治資金団体に対して寄附をすることはできません。

（２）赤字会社がする寄附

３事業年度以上にわたり継続して貸借対照表において欠損を生じている会社は、その欠損が埋められるまでの間、政党又は政治資金団体に対して寄附をすることはできません。

（３）外国人・外国法人等からの寄附

何人も、以下の者から政治活動に関する寄附を受けることはできません。

① 外国人（日本の国籍を有しない自然人）

② 外国法人（外国の法令に準拠して設立された法人）

③ 主たる構成員が外国人若しくは外国法人である団体その他の組織
（発行済株式の過半数を外国人若しくは外国法人が保有する日本法人等）
※発行済株式の「過半数」の判断基準日は、直近の定時株主総会基準日（会社法に規定する議決権行使の基準日）が１年以内にあったものについては、当該定時株主総会基準日。

ただし、上記③の例外として、発行済株式の過半数を外国人等が保有する日本法人のうち、株式が金融商品取引所において５年以上継続して上場されているもの（特例上場日本法人）からの寄附の受領は禁止されません。

特例上場日本法人が寄附をする際には、特例上場日本法人である旨を文書で、当該寄附を受ける者に通知しなければなりません。

また、外国人・外国法人等は、外国人・外国法人等であること又は特例上場日本法人でないことについて、これを偽って政治活動に関する寄附をすることはできません（※）。

※令和９年１月１日から適用されます。

（４）他人名義・匿名による寄附

本人以外の名義又は匿名により政治活動に関する寄附をすることはできません。

ただし、街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において政党又は政治資金団体に対してする寄附でその金額が１，０００円以下のものに限り、匿名による寄附をすることができます。

５．その他公正な流れを担保するための措置

（１）寄附のあっせん及び関与の制限

政治活動に関する寄附は、寄附者の政治活動の一環としてその自発的意思に基づいて行われるべきであり、不当にその意思を拘束し、寄附を強制することは寄附者の政治的自由の侵害となることから、次の規制があります。

① 威迫等により寄附者の意思を不当に拘束するような方法による寄附のあっせんの禁止

② 寄附者の意思に反するチェック・オフ等による寄附のあっせんの禁止

③ 寄附への公務員の関与制限

（２）政治資金団体に係る口座振込みの義務付け

政治資金団体に対する寄附及び政治資金団体が行う寄附（金額が１，０００円以下のもの及び不動産の譲渡又は貸付け（地上権の設定を含む。）によるものを除く。）については、口座への振込みによらなければならないこととされています。

政党・政治団体への政治資金（寄附）の流れ

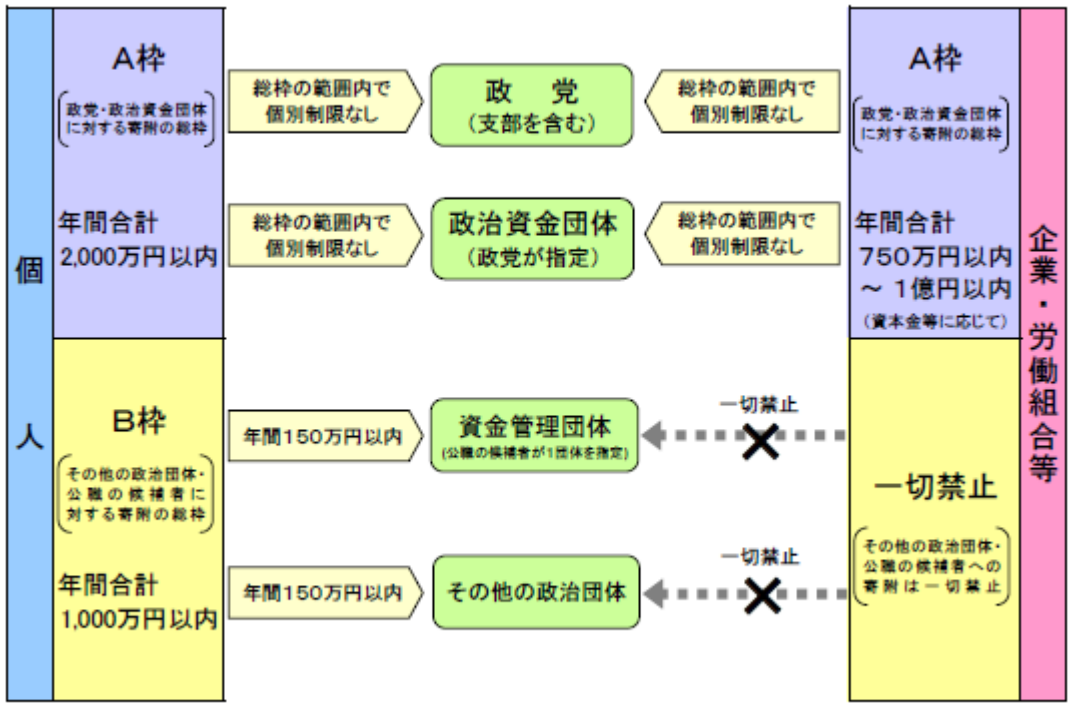

※　個人からの寄附のうち、公職の候補者が自身の資金管理団体に対してするもの及び遺贈によるものについては、特例がある。

政治家個人への政治資金（寄附）の流れ

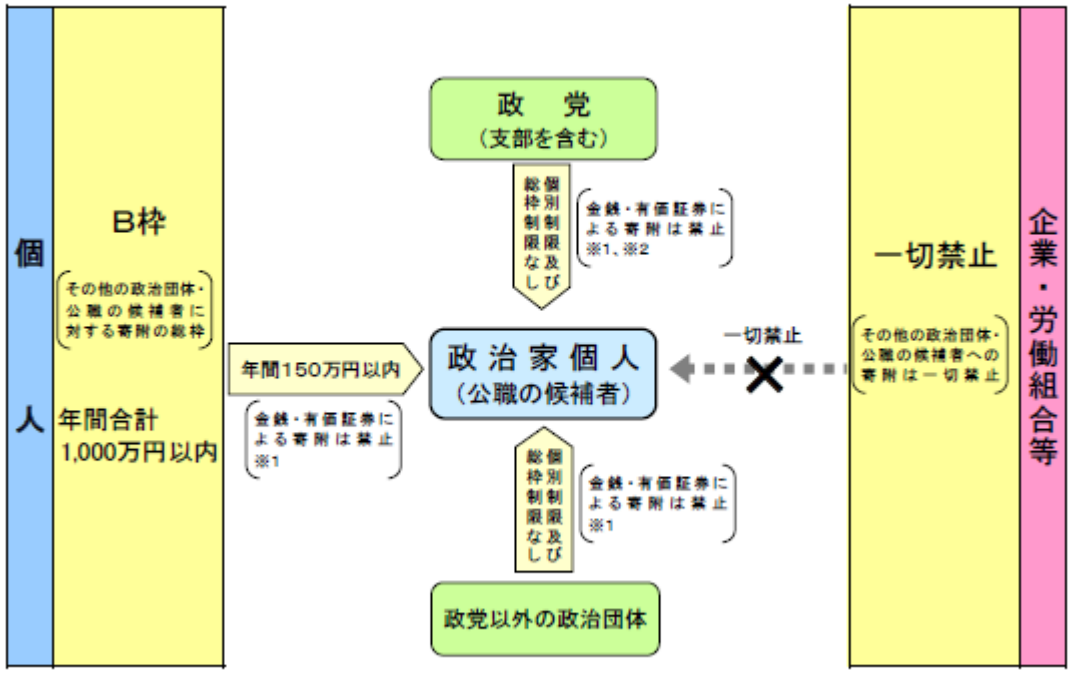

※1　物品等による寄附であればすることができる。また、選挙運動に関するもののみ、金銭・有価証券による寄附ができる。
※2　令和9年1月1日から適用される。

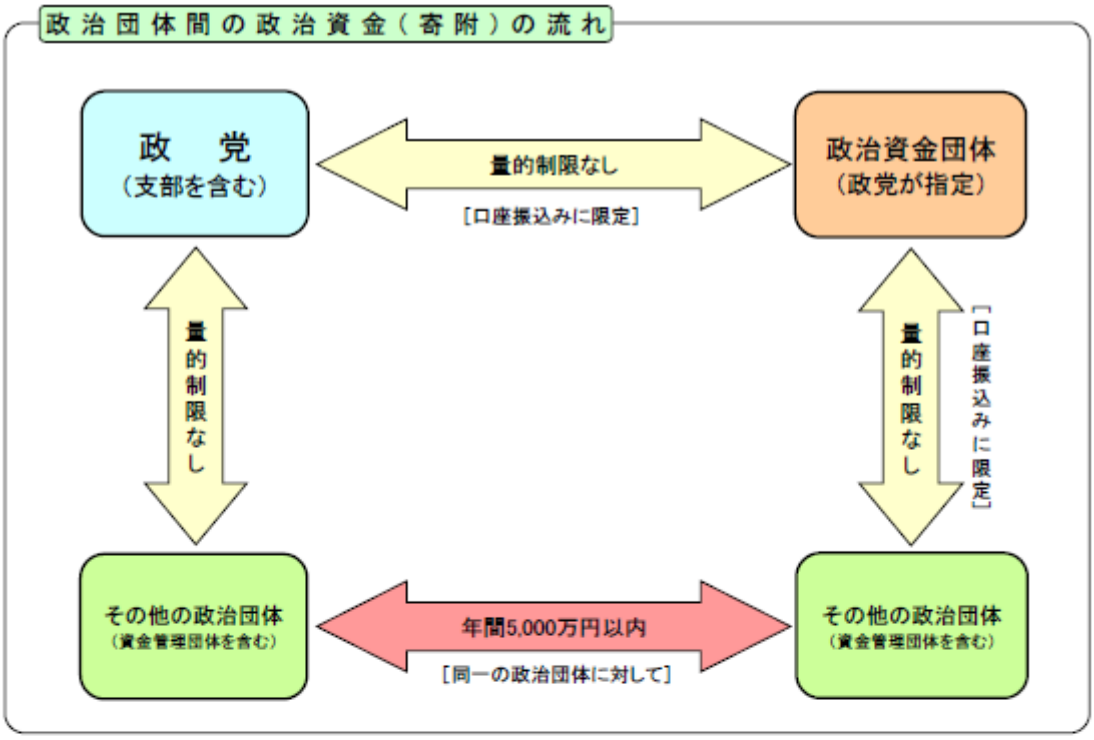
政治団体間の政治資金（寄附）の流れ
政　党
（支部を含む）
量的制限なし
［口座振込みに限定］
政治資金団体
（政党が指定）
量的制限なし
量的制限なし
［口座振込みに限定］
その他の政治団体
（資金管理団体を含む）
年間5,000万円以内
［同一の政治団体に対して］
その他の政治団体
（資金管理団体を含む）

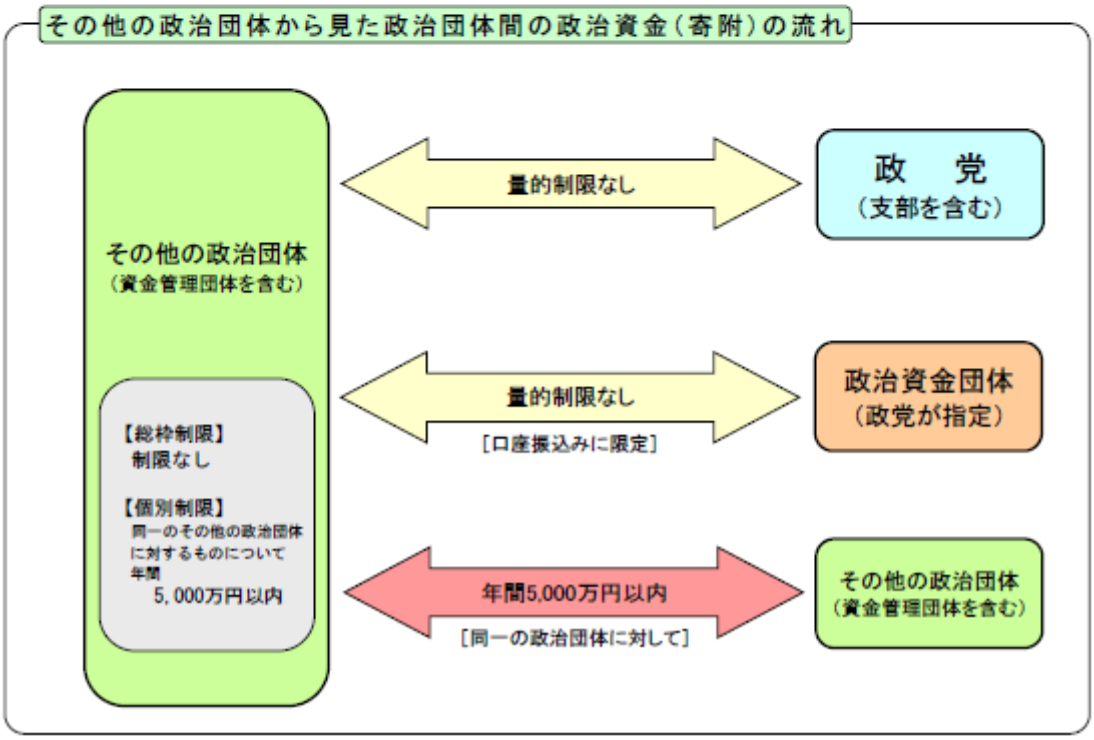
その他の政治団体から見た政治団体間の政治資金（寄附）の流れ
その他の政治団体
（資金管理団体を含む）
【総枠制限】
制限なし
【個別制限】
同一のその他の政治団体に対するものについて年間
5，000万円以内
量的制限なし
政　党
（支部を含む）
量的制限なし
［口座振込みに限定］
政治資金団体
（政党が指定）
年間5,000万円以内
［同一の政治団体に対して］
その他の政治団体
（資金管理団体を含む）

Ⅵ. 政治資金パーティーの対価の支払の制限

政治資金パーティーとは、対価を徴収して行われる催物で、当該催物の対価に係る収入の金額から当該催物に要する経費の金額を差し引いた残額を当該催物を開催した者又はその者以外の者の政治活動に関し支出することとされているものです。

政治資金パーティーについては、下記の規制があります。

（１）開催団体

政治資金パーティーは、政治団体によって開催されるようにしなければなりません。

政治団体以外の者が特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーを開催する場合には、当該政治団体以外の者を政治団体とみなして政治資金規正法の規定の一部が適用されます。

（２）収支報告（公開基準）

政治資金パーティーの対価に係る収入については、収支報告書に所要の事項を記載して提出しなければなりません。

また、一の政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、同一の者からの対価の支払の金額又は同一の者によりあっせんされた対価の支払の金額の合計が５万円を超えるもの（※）は、対価の支払者又はあっせん者の氏名等が公表されます。

※令和９年１月１日以後に開催される政治資金パーティーの対価に係る収入で、同日以後に収受されるものから適用されます。

令和８年１２月３１日以前に開催された政治資金パーティーの対価に係る収入及び令和９年１月１日以後に開催される政治資金パーティーの対価に係る収入で令和８年１２月３１日以前に収受されたものについては、「２０万円を超えるもの」となります。

（３）対価の支払等に関する制限

①　量的制限

何人も、一の政治資金パーティーの対価の支払をする場合において、１５０万円を超えて支払をしてはいけません。

また、寄附と同様に、政治資金パーティーの対価の支払についても、あっせん及び関与の制限があります。

②　対価の支払方法の制限（※）

※令和８年１月１日以後に開催される政治資金パーティーに係る対価の支払で同日以後に支払がなされるものから適用されます。

何人も、政治資金パーティーを開催する者の預貯金口座への振込みによることなく、政治資金パーティーの対価の支払をすることはできません。

政治資金パーティーの開催日に開催場所においてする対価の支払や口座への振込み以外の方法によってすることがやむを得ないと認められる場合については、口座への振込み以外の方法によってすることができますが、この場合は、遅滞なく、その政治資金パーティーの対価に係る金銭を開催者の預貯金口座に預け入れなければなりません。

③　告知義務

政治資金パーティーを開催する者が、対価の支払を受けようとするときは、あらかじめ、対価の支払をする者に対し、当該対価の支払が政治資金パーティーの対価の支払である旨を書面により告知しなければなりません。

④　外国人・外国法人等から対価支払を受けることの禁止等（※）

※令和９年１月１日以後に開催される政治資金パーティーの対価に係る収入で、同日以後に収受されるものから適用されます。

何人も、外国人・外国法人等（特例上場日本法人を除く。）（※）から政治資金パーティーの対価の支払を受けてはなりません。

特例上場日本法人が政治資金パーティーの対価の支払をする際には、特例上場日本法人である旨を文書で、当該対価の支払を受ける者に通知しなければなりません。

外国人・外国法人等は、外国人・外国法人等であること又は特例上場日本法人でないことについて、これを偽って政治資金パーティーの対価の支払をしてはなりません。

政治資金パーティーを開催する者は、当該政治資金パーティーの対価の支払を受けようとするときは、あらかじめ、当該対価の支払をする者に対し、③の告知事項に加えて、外国人・外国法人等から政治資金パーティーの対価の支払を受けることができない旨を書面により告知しなければなりません。

※「外国人・外国法人等」、「特例上場日本法人」については、「４．寄附の質的制限の（３）（１６ページ）」を参照してください。

Ⅶ. 運用等の制限

１．政治資金の運用の制限

政治資金が民主政治の健全な発達を希求して拠出される国民の浄財であることから、政治資金の運用方法は、金融機関への預貯金、国債証券、地方債証券の取得など、安全かつ確実なものに限定されており、株式運用等を行うことは禁止されています。

２．資金管理団体による不動産の取得等の制限

資金管理団体は、平成１９年８月６日以後新規に、土地若しくは建物の所有権又は建物の所有を目的とする地上権若しくは土地の貸借権を取得し、又は保有することが原則として禁止されています。

Ⅷ. 罰則等

１．主な罰則

政治資金規正法に違反した場合の主な罰則には、下記のものがあります。

違　反　の　内　容	罰　　則
無届団体の寄附の受領、支出の禁止違反	５年以下の禁錮、１００万円以下の罰金
収支報告書の不記載、虚偽記載（重過失の場合を含む）	５年以下の禁錮、１００万円以下の罰金
国会議員関係政治団体の代表者による確認義務違反	５０万円以下の罰金
国会議員関係政治団体の会計責任者による代表者に対する収支報告書の説明義務違反、虚偽説明等	１００万円以下の罰金
政治資金監査報告書の虚偽記載	３０万円以下の罰金
政治資金監査の業務に関して知り得た秘密の秘密保持義務違反	１年以下の懲役、　５０万円以下の罰金
寄附の量的制限違反	１年以下の禁錮、　５０万円以下の罰金
寄附の質的制限違反	３年以下の禁錮、　５０万円以下の罰金など
あっせん、関与の制限違反	６月以下の禁錮、　３０万円以下の罰金

２．公民権停止

政治資金規正法に定める罪（政治資金監査報告書の虚偽記載、政治資金監査の業務等に関して知り得た秘密の秘密保持義務違反を除く。）を犯した者は、公職選挙法に関する罪を犯した者と同様、下記の期間、公民権（公職選挙法に規定する選挙権及び被選挙権）が停止されます。

① 禁錮刑（※）に処せられた者

※令和７年６月１日から、「拘禁刑」と改められます。

裁判が確定した日から刑の執行を終わるまでの間とその後の５年間

② 罰金刑に処せられた者

裁判が確定した日から５年間

③ これらの刑の執行猶予の言い渡しを受けた者

裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間

なお、政治資金規正法違反によりその公民権を停止される場合においては、あわせて選挙運動も禁止されます。

３．没収、追徴

寄附の量的、質的制限等違反による寄附に係る財産上の利益については、没収又は追徴されます。

また、匿名による寄附及び政治資金団体に係る寄附で振込みによらないでなされたものについては、国庫に帰属し、その保管者等が国庫に納付することとなります。

（別表１）

寄附の量的制限の概要

寄附者 ＼ 受領者	個人		会社・労働組合・職員団体・その他の団体		政治団体					
					政党		政治資金団体		その他の政治団体	
	総枠制限	同一の相手方に対する個別制限	総枠制限	同一の相手方に対する個別制限	総枠制限	同一の相手方に対する個別制限	総枠制限	同一の相手方に対する個別制限	総枠制限	同一の相手方に対する個別制限
政党・政治資金団体	年間２，０００万円	制限なし	資本金・組合員数等（※４）に応じて年間７５０万円～１億円	制限なし	制限なし		制限なし		制限なし	
その他の政治団体 資金管理団体	年間１，０００万円（※１）公職の候補者に対するものは金銭等に限り禁止（※３）	年間１５０万円（※２）	禁止		制限なし		制限なし		制限なし	年間５，０００万円
その他の政治団体 資金管理団体以外の政治団体		年間１５０万円								
公職の候補者		金銭等に限り禁止（※３）その他は年間１５０万円			金銭等に限り禁止（※３）その他は制限なし		金銭等に限り禁止（※３）その他は制限なし		金銭等に限り禁止（※３）その他は制限なし	

※１　資金管理団体の届出をした公職の候補者が、その資金管理団体に対してする特定寄附（１４ページ参照）については、制限はない。
※２　資金管理団体の届出をした公職の候補者が、その資金管理団体に対してする寄附（特定寄附及び自己資金による寄附）については、制限はない。
※３　選挙運動に関するものについては、金銭等（金銭及び有価証券）による寄附ができる。
※４　その他の団体については、「前年における年間の経費の額」に応じて総枠制限がある。
（注１）　個人の遺贈による寄附については、総枠制限及び個別制限は適用されない。
（注２）　政党が公職の候補者に対してする寄附については、令和８年１２月３１日までは制限はない。

（別表２）

総枠制限の一覧

会社（資本金の額又は出資の金額）	労働組合又は職員団体（組合員又は構成員の数）	会社・労働組合又は職員団体以外の団体（前年における年間の経費）	政党・政治資金団体に対する寄附の年間限度額
10億円未満	5万人未満	2千万円未満	７５０万円
10億円以上～ 50億円未満	5万人以上～ 10万人未満	2千万円以上～ 6千万円未満	１，５００万円
50億円以上～ 100億円未満	10万人以上～ 15万人未満	6千万円以上～ 8千万円未満	３，０００万円
100億円以上～ 150億円未満	15万人以上～ 20万人未満	8千万円以上～1億円未満	３，５００万円
150億円以上～ 200億円未満	20万人以上～ 25万人未満	1億円以上 ～1億2千万円未満	４，０００万円
200億円以上～ 250億円未満	25万人以上～ 30万人未満	1億2千万円以上～1億4千万円未満	４，５００万円
250億円以上～ 300億円未満	30万人以上～ 35万人未満	1億4千万円以上～1億6千万円未満	５，０００万円
300億円以上～ 350億円未満	35万人以上～ 40万人未満	1億6千万円以上～1億8千万円未満	５，５００万円
350億円以上～ 400億円未満	40万人以上～ 45万人未満	1億8千万円以上～2億円未満	６，０００万円
400億円以上～ 450億円未満	45万人以上～ 50万人未満	2億円以上 ～2億2千万円未満	６，３００万円
450億円以上～ 500億円未満	50万人以上～ 55万人未満	2億2千万円以上～2億4千万円未満	６，６００万円
500億円以上～ 550億円未満	55万人以上～ 60万人未満	2億4千万円以上～2億6千万円未満	６，９００万円
550億円以上～ 600億円未満	60万人以上～ 65万人未満	2億6千万円以上～2億8千万円未満	７，２００万円
600億円以上～ 650億円未満	65万人以上～ 70万人未満	2億8千万円以上～3億円未満	７，５００万円
650億円以上～ 700億円未満	70万人以上～ 75万人未満	3億円以上 ～3億2千万円未満	７，８００万円
700億円以上～ 750億円未満	75万人以上～ 80万人未満	3億2千万円以上～3億4千万円未満	８，１００万円
750億円以上～ 800億円未満	80万人以上～ 85万人未満	3億4千万円以上～3億6千万円未満	８，４００万円
800億円以上～ 850億円未満	85万人以上～ 90万人未満	3億6千万円以上～3億8千万円未満	８，７００万円
850億円以上～ 900億円未満	90万人以上～ 95万人未満	3億8千万円以上～4億円未満	９，０００万円
900億円以上～ 950億円未満	95万人以上～100万人未満	4億円以上 ～4億2千万円未満	９，３００万円
950億円以上～1，000億円未満	100万人以上～105万人未満	4億2千万円以上～4億4千万円未満	９，６００万円
1，000億円以上～1，050億円未満	105万人以上～110万人未満	4億4千万円以上～4億6千万円未満	９，９００万円
1，050億円以上	110万人以上	4億6千万円以上	１億円

（参考４） 公職選挙法上の寄附の制限（後援団体に関する寄附の禁止）

後援団体とは，特定の候補者の政治上の主義若しくは施策を支持し，又は特定の候補者等を推薦し，若しくは支持することがその政治活動のうち主たるものである団体をいいますが，この後援団体は，当該選挙区内にある者に対し，いかなる名義をもってするを問わず寄附をしてはなりません。

ただし，政党その他の政治団体や当該候補者等（候補者等に対しては，選挙運動に関するものを除き，金銭及び有価証券による寄附は禁止されています。）に対し寄附をする場合及び当該後援団体がその設立目的により行う行事又は事業に関し寄附（花輪，供花，香典，祝儀等及び当該候補者等に係る公職の任期満了の日前90日に当たる日（解散による選挙の場合には，解散の翌日，また市町村の新設合併による選挙の場合は，合併の日の翌日）から選挙の期日までの間にされるものは禁止されています。）をすることは認められています。

また，この期間内は，何人も，後援団体の総会その他の集会において，当該選挙区内にある者に対し，饗応接待をし，又は金銭若しくは記念品その他の物品を供与することが禁止されます。

さらに，この期間内は，候補者等本人が後援団体（資金管理団体を除く。）に寄附をすることが禁じられています。

※　政治資金規正法における「公職の候補者」及び公職選挙法における「候補者等」とは，公職の候補者又は公職の候補者になろうとする者（公職にある者を含む。）をいいます。

（参考５）　個人献金に対する課税上の優遇措置

１．優遇措置の内容

個人が政治活動に関する寄附をした場合において，一定の要件を満たすものについては，所得税の計算上所得から控除し，あるいは，一定の割合を所得税から控除することとしているものです。

２．優遇措置の適用要件

優遇措置を受けるには，次の要件の全てに適合することが必要です。

(1) 個人の寄附

個人がした政治活動に関する寄附であること。

ただし，政治資金規正法の規定に違反した寄附は対象となりません。

(2) 寄附の相手方の範囲

ア　政党・政治資金団体

イ　政治上の主義若しくは施策を推進し，支持し，又はこれに反対することを本来の目的とする団体で，国会議員が主宰するもの又はその主要な構成員が国会議員であるもの

ウ　国会議員，県議会議員及び知事並びに指定都市の議会議員及び市長のいわゆる後援団体（法第３条第１項第２号の団体）であって，会則等にその推薦支持する候補者の氏名が明記され，かつ被推薦書が提出されていること。なお，国会議員関係政治団体にあっては，国会議員関係政治団体に該当する旨の通知が提出されていることが必要です。

ただし，現職にない候補者の後援団体については，立候補した日の属する年とその前年の２年間に限定されています。

(3) 収支報告書への記載

収支報告書様式（その７）に，優遇措置の適用を受けようとする寄附者の氏名，住所，職業，寄附の金額及び年月日が記載されていること。

なお，優遇措置を受けようとする寄附者については，年間５万円以下の金額であっても収支報告書に氏名等が記載されていることが必要です。

３．優遇措置を受けることができる控除額（国税庁 HP 参照：https://www.nta.go.jp）

(1) 寄附金控除の控除額の計算方法

寄附金控除額＝〔（その年に支出した特定寄附金の額の合計額）と（その年の総所得金額等の 40％相当額）とのいずれか低い方の金額〕－２千円

（注１）「特定寄附金」とは，国や地方公共団体に対する寄附や公益法人に対する寄附で財務大臣が指定した寄附等をいい，個人が拠出する政治献金で一定の要件に該当するものについても，この特定寄附金とみなされることとされています（租税特別措置法第 41 条の 18）。

（注２）　「総所得金額等」とは，純損失，雑損失，その他各種損失の繰越控除後の総所得金額，特別控除前の分離課税の長（短）期譲渡所得の金額，株式等に係る譲渡所得等の金額，上場株式等に係る配当所得の金額，先物取引に係る雑所得等の金額，山林所得金額及び退職所得金額の合計額をいいます。

(2) 個人が平成７年１月１日から令和 11 年 12 月 31 日までに支払った政党又は政治資金団体に対する政治活動に関する寄附金で一定のもの（以下「政党等に対する寄附金」といいます。）については，支払った年分の所得控除としての寄附金控除の適用を受けるか，又は次の算式で計算した金額（その年分の所得税額の 25％相当額を限度とします。）について税額控除の適用を受けるか，いずれか有利な方を選択することができます。［令和６年４月１日現在法令等］

（注）　「一定のもの」とは，法第３条第２項に規定する政党及び法第５条第１項第２号に規

定する政治資金団体に対する政治活動に関する寄附（同法の規定に違反することとなるもの及びその寄附をした人に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。）で，法第12条又は第17条の規定による報告書により報告されたものをいいます。

（特別控除額の計算）

その年中に支払った政党等に対する寄附金の額の合計額	－	２千円	×３０％	＝	政党等寄附金特別控除額	100円未満の端数切り捨て

（注１） 「その年中に支払った政党等寄附金の額の合計額」については，その年分の総所得金額等の40%相当額が限度とされます。

ただし，寄附金控除の適用を受ける特定寄附金の額，公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受ける公益社団法人等寄附金の額，認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受ける認定NPO法人等寄附金の額（以下「特定寄附金等の額」といいます。）がある場合で，政党等に対する寄附金の額の合計額にその特定寄附金等の額の合計額を加算した金額がその年分の総所得金額等の 40%相当額を超えるときは，その 40%相当額からその特定寄附金等の額の合計額を控除した残額とされます。

（注２） 「２千円」については，特定寄附金等の額がある場合には２千円からその特定寄附金等の額の合計額を控除した残額とされます。

（注３） 本文中の「所得税額」は，所得税法および租税特別措置法の税額控除の規定ならびに災害減免法の規定を適用しないで計算したその年分の所得税額をいい，この控除は住宅借入金等特別控除を適用した後の所得税の額から控除することになります。

４．適用除外

法の規定に違反することとなる寄附，寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められる寄附（例えば，候補者本人が自分の後援団体に対して寄附をする場合や議員がお互いに相手方の後援会に寄附をし合う場合など。）については，優遇措置の適用はありません。また、令和８年１月１日以後にされた寄附にあっては、公職の候補者が，政党の支部で選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単位として設けられるもののうち，その代表者が当該公職の候補者であるものに対してする寄附についても，優遇措置の適用はありません。

５．手　　続

政党又は後援団体は，寄附金（税額）控除のための書類（記載例参照）を作成し，県選挙管理委員会又は総務大臣の確認を受け，この書類を寄附者に交付してください。寄附者は確定申告書にこの書類を添付して，税務署に提出します。

確定申告の期限までに「確認書」が間に合わない場合は，とりあえず「確認書」に代えて「寄附金の領収書（写）」を添付して申告し，後日「確認書」の送付を受けた後，速やかに税務署に提出してください。

なお，お分かりにならない点がありましたら，最寄りの税務署（個人課税部門）にお問い合わせください。

６．参　　考

国会議員（衆議院の比例代表選出議員を除く。），都道府県の議会議員，都道府県知事又は指定都市の議会議員若しくは市長の職の候補者として，公職選挙法第86条，第86条の３又は第86条の４の規定により届出のあった者に対して，個人がその選挙運動に関してした寄附についても，同法第189条の規定による報告書により報告されたものは，課税上の優遇措置の対象となります。

（確認欄）

寄附金（税額）控除のための書類

この寄附金は、政治資金規正法第12条若しくは第17条又は公職選挙法第189条の規定による報告書により報告されたものです。

（寄附をした者）

氏　　名								
住　　所								
寄附金の額		百万	十万	万	千	百	十	円
寄附年月日	令和　　年　　月　　日							

（寄附を受けた団体）

名　　称		
所　在　地		
団体の区分 〔いずれか該当するものの番号を○で表示〕	政党又は政治資金団体 〔租税特別措置法第41条の18第１項第１号又は第２号〕	左記以外の特定の政治団体 〔租税特別措置法第41条の18第１項第３号又は第４号〕
	1	2
租税特別措置法第41条の18第１項第３号該当の場合	その団体の主宰者又は主要な構成員である国会議員の氏名	
租税特別措置法第41条の18第１項第４号該当の場合 〔同号イ該当の場合(2)の記載は必要ありません。〕	(1) その団体が推薦し又は支持する者の氏名	
	(2) 上記(1)の者が立候補した選挙名及び立候補年月日	選挙 令和　　年　　月　　日

（寄附を受けた個人）

公職の候補者	(1) 公職の候補者の氏名	
	(2) 上記(1)の者が立候補した選挙名及び立候補年月日	選挙 令和　　年　　月　　日
住　　所		

（寄附の内訳）

年　月　日	金　　額	年　月　日	金　　額	年　月　日	金　　額
・　・	円	・　・	円	・　・	円
・　・	円	・　・	円	・　・	円
・　・	円	・　・	円	・　・	円
・　・	円	・　・	円	・　・	円
・　・	円	・　・	円	・　・	円

記　載　例

県選管（又は総務大臣）が確認

（確認欄）

寄附金（税額）控除のための書類

この寄附金は、政治資金規正法第12条若しくは第17条又は公職選挙法第189条の規定による報告書により報告されたものです。

（寄附をした者）

氏　　名	甲　野　一　郎							
住　　所	岡山県○○市○○町○-○-○							
寄附金の額		百万	十万	万	千	百	十	円
	￥	1	2	0	0	0	0	0
寄附年月日	令和　　年　　月　　日							

寄附が同一年に２回以上された場合は，記載は必要ありません。

（寄附を受けた団体）

名	丙　丁　会	
所在地	岡山県○○市○○町○-○-○	
団体の区分 〔いずれか該当するものの番号を○で表示〕	政党又は政治資金団体 〔租税特別措置法第41条の18第１項第１号又は第２号〕	左記以外の特定の政治団体 〔租税特別措置法第41条の18第１項第３号又は第４号〕
	1	②
租税特別措置法第41条の18第１項第３号該当の場合	その団体の主宰者又は主要な構成員である国会議員の氏名	
租税特別措置法第41条の18第１項第４号該当の場合	(1) その団体が推薦し又は支持する者の氏名	乙　野　二　郎
〔同号イ該当の場合(2)の記載は必要ありません。〕	(2) 上記(1)の者が立候補した選挙名及び立候補年月日	※　　選挙 令和　　年　　月　　日

推薦し又は支持する者が現職でない場合に，記入してください。

（寄附を受けた個人）

公職の候補者	(1) 公職の候補者の氏名	
	(2) 上記(1)の者が立候補した選挙名及び立候補年月日	選挙 令和　　年　　月　　日
住　　所		

（寄附の内訳）

年　月　日	金　　額	年　月　日	金　　額	年　月　日	金　　額
□・6・30	300,000 円	・　・	円	・　・	円
□・9・28	300,000 円	・　・	円	・　・	円
□・12・26	600,000 円	・　・	円	・　・	円
・　・	円	・　・	円	・　・	円
・　・	円	・　・	円	・　・	円

寄附が同一年に２回以上された場合に記入します。